

第十回 参議院 人事委員会 會議 録 第十号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午前
十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○国家公務員災害補償法案(内閣提出)

○理事(千葉信君) それでは只今より
人事委員会を開会いたします。

議題は国家公務員災害補償法案でございますが、只今の登院数は七名でございます。先ず定足数に達しておるわけでございます。先ずの委員会では決定いたしましたように、本日はこの法案に関する国民の輿論の動向を把握したいという事と、それから又実際のこの法案に利害の深い方々、或いは又学識経験を持つておられる方々等に御出席をお願いして、いろいろと御意見を承ねることになつたのでございまして、いづれも御熱心な六名のかたがたの御出席を頂きまして、これを最初に厚く御礼を申し上げておく次第でございます。

議事の進めかたにつきましては、午前中だけ出席可能なかたがございまして、一括して最後に質疑を申上げるという事は、ちよつと困難な情勢でありますので、一応午前中にできるだけの御発言を願つて、そして午前中に一回適當な時間に質疑を申上げ、それから残余の問題につきましては、午後改めて質疑を申上げるといふ形で、委員会を取り運びたいと考えておる次第でございます。最初国警本部人事課の種村一男さんから先ず承ねたいと思

います。
○参考人(種村一男君) 御指名によりまして、最初に私から一、二の意見を申上げたいと存じます。

私は国家地方警察本部にありまして、警察職員についての公務災害補償の仕事を担当いたしておるものでございますが、すでに資料によつて十分御覽を願つておることと存じますが、非現業の国家公務員の中におきまして、警察職員はその職責上公務災害を受けることが非常に多いのでございまして、恐らく非現業中では一番高率な公務災害を受けておるということが言えると思つてございまして、従いまして警察職員に対する公務災害補償の問題は、かなり早くから取上げられた問題でございまして、現在その基礎をなしておりますものは、明治三十四年に制定せられた巡査看守療治料給助料及弔祭料給與令という勅令によつて実施をいたしておるのでございまして、尤もこの勅令は国家公務員法施行後法律に読み替えられまして、更に同年昭和二十二年法律第六十七号によりまして、その規定の給與が労働基準法の災害補償の線にまで達しない場合におきましては、その線まで増額して支給するということになつております関係から、實際的に申上げますと労働基準法の災害補償を受けておる、こういうことが言えると思つてございまして。只今御審議を頂いておりますところの国家公務員災害補償法は、すでに十分検討御了承の通りに、その実施の期間

におきまして、或いは異議申立審査の期間におきまして、その他国家公務員特有の事情につきまして特別の規定を持つておられますけれども、災害補償の実態につきましては、殆んど労働基準法の災害補償の線と一致をいたしておるのでございまして、従いまして私もこの法律の制定によりまして、公務員に対する災害補償について非常な変化が生ずる、かように全然思つておりません。従つてそういう意味合におきまして、この法案に対して政府部内として御同意を申上げておる次第でございまして、併しながら現在のようなつぎはぎな、或いは借りものの的なやりかたによつて災害を補償するという線から一歩進展をいたしました、国家公務員に対する独立した災害補償の制度を持つという事は、これは職員に対して非常な安全感と申しますか、安心感と申しますか、この法案の成立を希望するものでございまして。

併しながら我々にはこの法案を以て十分満足すべきものであるかどうかという事になりますと、これに対しては若干の意見を持つものでございまして、その第一の問題といたしましては、業務災害の性質を大体二つに分けることができるのではないかと、かように思ふのであります。その一つは職員が業務の遂行に當りまして、その安全上十分の注意を払いながらも、なお避けることができないで受けるところの災害というものが一つ。二番目のも

のとしたしましては、その業務遂行に伴つて相當な危険の伴うことがあらかじめ予断せられるにもかかわらず、その業務の遂行を必要とする、こういうことのために受けるところの災害、この二つが考えられるであろうと存じます。その後者のものの典型的なものといたしまして、決して警察のみと申すわけではございませんが、警察職員の公務災害が挙げられると思つてあります。即ち警察職員はその職務の執行に當りまして、例えば兇賊を逮捕する場合におきまして、その相手方が相當の兇器を以てこれに反撃して来るということが十分に予断せられる場合におきまして、決してその職務の執行を躊躇逡巡することを許されないものであります。従つて危険を冒しまして、その逮捕に當る、こういうことが必要であり、又もう一つの例といたしまして、風水火災のような災害の警備等の場合を考へてみますと、災害により

まするところの生命財産の被害をできるだけ少くいたしますためには、警察官はみづから危険なる第一線に立ちまして、或いは一般民衆の避難の指導であるとか、或いは交通遮断の確保であるとか、或いは危険な物件の除去であり、又これを指導するといふような職責を持つておるのであります。従いましてこれによる業務災害の率というものは相當高いものと同時に、その質的に見まして前者と著しく異なるものが考えられるのであります。従い

まして我々としたしましてはこれら後者のような予断せられる危険を冒して、なお且つ職務に従事し、災害を受けたといふような場合に対する補償に對しましては、又特別な考慮を払つて頂くことが望ましい、こういう考え方を持つておるものであります。この問題はこの法案立案の責任が曾て大蔵省にございました当時におきましても要望をいたして参つたのでありまして、或る時代におけるこの案の中には殉職特別一時金であるとか、或いは特別見舞金であるとかいふような性質の補償を盛り入れたことがあるのであります。併しながらこれらのものは極めて複雑微妙な客観的な要請によりまして、直ちにこれを成立させることが困難である、こういう事情のもとにそのままととなり、更に今回人事院の手によりまして本法案が立案されます場合には持つて要望いたしましたのであります。が、同じ事情のもとにやはり今回の法案の中には盛り入れられていないといふことになつておりました、これは私も誠に残念に思つてございまして、従いまして今後できるだけ速かな機会におきまして、これらの問題を盛り込んだ法案の実現を期待いたしたいと、かように思つておる次第でござい

ます。それからその次は少し細部に亘る問題であります。たゞ、今資料を拜見いたしますと、ここに同席の城君からも恐らく後に御説明があることと思

いますので、項目だけ挙げておくのではありませんが、業務災害の中で負傷というものは比較的その業務との因果関係が認めやすいのであります。併し疾病になりますと、急性伝染病のようなものは別といたしまして、普通の疾病になりますと業務との因果関係の結び付きというものが極めてむずかしいという事で、この点は始終悩んでおる問題であります。この点について何らか明確な基準が求められるならば非常に仕合せと存するのであります。

それから第三点といたしましては、この法案の附則第四項に関連する問題であります。附則四項の問題は、この災害補償と恩給との調整の問題であります。恩給の中に業務災害補償と同性質の給與がある、従つてその重複する部分については、これを然るべく調整しなければならぬという事は、これは原則的に異議のないところであります。而して現在の制度によりますと、これは恩給法臨時特例の中の規定でございますが、この災害補償を受けた場合には、恩給側において受けるところの増加恩給、傷病年金或いは扶助料の増加分というものを六年間支給を停止するという事に相成つておるのであります。この調整の方法は相當慎重に考慮を要する問題であると思ふのでございますが、大体恩給制度そのものにつきまして、近く根本的な改正が施されるというように聞いておりますので、この際といたしまして、私どもはこの附則四項の規定を一応御同意申上げておる次第でございますが、新しい恩給制度を作り上げられまして、曉において、公務災害補償によつて受けたところのプラス分を、全額又は大

部分を恩給の面においてマイナスしてしまふということでありますならば、これは極めてこの法律の存在を意義なからしめるものではないかと、かように考えるのであります。現に警察職員のごときは、先刻申し上げましたような古い規定におきまして、恩給と並行いたしまして災害補償の制度を持つておつた。而も現恩給法ができました大正十二年以来は、現制度としてこれを並行して持つておつたのであります。いわば一つの既得の権利であるとも言えると思ふのであります。従いましてこれは要望でございますが、近き将来に恩給制度の改正が行われます際において、災害補償の実質を零にするかのような調整方法は、これは絶対に避けて頂きたいということをお願いしたいと存じます。

時間も限られておりますし、他の同席の参考人の各位からもいろいろお話が出ると思ひますので、私の発言はこの三点にとどめます。

○理事(千葉信吾) それでは次に日本官公庁労働組合協議会代表の西孝雄さんにお願ひします。

○参考人(西孝雄君) 全官公を代表いたしまして、私は専門家ではないので、労働組合の感覚からこの法案について意見を申し上げたいと思ひます。

この法案は、提案理由から見まして、公務員法の九十三條から九十五條に基いてなされたものである、こういうふう言われております。併しながら公務員法ができたのは二十二年十月だったと思ひます。その間今日まで三年余りも経過しているのに、あの内容では成るべく速かにこういうふうにかかれていくにかかわらず、この三年間

も何ら提案されることなく来たということは誠に遺憾であると思ひます。これは法律を無視するも甚だしいものであると考へます。又政府がおおむね安当であると考えられたということでもあります。これは過去においてはいろいろこの法案が出るような段階にあつたことは認められますが、それが完成しなかつたわけで、それらの以前の法案と比べると非常に内容が低下しておるということでもあります。又他の労働者災害補償保険法との均衡を保つていうふう言われております。併しながら公務員或いは公共企業体、こうした職員については、一般民間企業と違つて公務員においては団体交渉権すら剝奪されて、公共企業体職員にあつては罷業権が剝奪されておる。一般民間企業においてはそれは自由である。

こうした立場において一般民間企業の労災保険と均衡を保つということならば、公務員或いは企業体の職員といふものは、それらの一般の組合活動において制限を受けておる。こうした意味においては罷業権のない労働運動といふものは、非常に軟弱なものである。これが罷業権があるとすれば、相當強くこうした災害補償の面についても主張できるでしょう。併しながらこれらができる。一般民間企業では自由にそれらの思ふ活動ができる。こうした点においてこれらが同じようにされるということであつてはならない。而も最近マイヤース氏の勧告によりまして、公務員は一般民間企業職員よりも更に上廻つた補償がなされるべきだ、こうした問題すら提起されておるのであります。又公務員法によりまして、九十四條によるところの経済的困難に

対する職員の保護であるとか、更にこれらが永久に又は長期に所得能力を害せられた場合における補償であるとか、こうした場合に永久に又は長期に亘るもの、これはこの法案では一時金となつておりますけれども、永久的に亘るもの、これはこの法案では一時金であつてはならない。こうした意味におきまして、これは長期の補償をするとするならばやはり年金制が安当である。而もマイヤース氏の勧告の内容にも、現在の退職金の一時金制度も包含したところの恩給制度の構想が勧告されておる。これについてもやはり年金が主張され、又その額においても、現在の例えは共済組合或いは恩給法によるところの恩給が十七年で三三・三%に対して、新勧告は四〇%になつておる。或いは最高が六〇%にも満たない恩給に対して、勧告は八〇%にもなつておる。このように恩給そのものの内容も相當増額されておるのであります。又社会保障制度審議会が勧告したところの内容によりまして、公務災害についてはやはり年金制度を採用してゐる。これらについて審議会或いは勧告の内容を見るときに、GHQからのこうした勧告がやはり年金を主張されて出されておる。これをこの法案は一時金になつてゐる。これらが国会に提案されるときに、恐らくやGHQの承認を得られたものと思ひますけれども、こうした同じGHQの意見がマイヤース氏の勧告はやはり年金を主張してゐる。而もこれらに関連するところのこの制度が、一時金で安当であると向うの承認を得たとするならば誠に矛盾な点が多いように思われる。又審議会がこの法案を審議した模様につ

いてはよく聞いてはおりませんけれども、若しこれを審議して安当と認めたならば、先における社会保障制度の勧告が年金である、これが公務員を含んでいられるにもかかわらず、今一時金を承認したとするならば、審議会としての意見もまち／＼である。こうした点においても非常に矛盾が多いと思われるのであります。更にこの法案は過去の経緯をよく知らなければならぬと思ひます。二十三年の七月に国家公務員共済組合法の制定によりまして、共済組合の私傷に対するものは共済組合法と制定され、公務によるものが災害補償として制定される予定になつておる。ところがこれが出なかつた、或いは現在の勧告の恩給制度の一般については年金を使用する。ところが災害補償については一時金を使う。こうした点、これらが余りにも矛盾の点が多い。而も具体的な内容に入るならば、労働基準法の内容をちつとも上廻つてはいない、全く同じものである。これが公務員を公正に有利に補償するものとされておりますけれども、このような基準法という趣旨は、労働者の最低を補償したものである。現在ではこれが最高のごとく基準として使用されてゐる。この制度によりましてむしろ公務員の補償内容は低下されるということであつて、決して上廻るものではないといふことが言えるのであります。

次に人事院が審査することでありまして、いろいろ決定に対して不満、異議申請をする場合には、人事院になされるというふうになつておりますが、これは少くとも査定するという機関が、人事院が一方的にやるべきものであつてはいかん。やはり民主的に運営

されなければならない。これは過去に
おける人事院の案にも出ておつたよう
に思われますけれども、公務員災害補
償法審議会というものを別に制度を設
けるべきである。そうして労使並びに
公益、学識経験者、これらを入れたと
ころの委員によつて民主的に決定され
なければならぬ。これが単に人事院
で決定されるということになつてはな
らない、こういう点があると思いま
す。

更に六カ年間給付を停止するという
ことでありますが、これは前からの問
題で今始つたわけではありませんけ
ども、例えば殉職に対して千日分が支
給される、こうした場合に、これが六
カ年分とするならば、六、六、三十六
日、三十日を掛けて千八十分、こ
れを千日分というのは、六カ年を補償
するとするならば、千八十分分だけ
あればならない、こういうふうな点も数
字的に矛盾があると思うのでありま
す。これを単に基準法には六カ年と
いうことがない。基準法の漠然として
千日分というのを持つて来ておる。こ
こに六カ年との矛盾があるということ
であります。

更に公共企業体の面からこの法案に
対して意見を申し上げますならば、公共
企業体は現在国鉄においては別に災害
補償の協約を持つております。これが
過去において公共企業体は別に公共企
業体災害補償法を制定すべきである、
こうした法案を提出さるべき努力いた
しましたが、遂にGHQの承認が得ら
れず、労働協約とするならばよろしい
という意見で以て労働協約で以て獲得
いたしました。この内容についてはお
おむね過去における共済組合の既得権

をそのまま認めさせたという形であり
ます。これにつきまして数字を申し上げ
ますならば、現在の例えは一級につい
て一時金にいたしまして、基準法が
千三百四十日分、つまりこの法案も千
三百四十日分でありますが、これを千
四百四十日分としておる。或いは二級
について千九百九十日分を千二百九十日
分にしておる。三級の千五百日分を千
百七十日分にしておる。四級の七百二
十日分を千八十分にして、五級の七百九
十日分を九百九十日にして、六級の六百七
十日分を九百日にしております。この
ように一時金にいたしましても相当上
廻つたものを獲得いたしております。

これは大体船員保険法の基準におおむ
ねよく似たものであります。更にこれ
らの六年後における基準につきまして
も相当有利な一級が十二月分、二級が
十月分、三級が八ヶ月、四級が七カ
月、五級が六ヶ月、六級が五ヶ月と、
こういうふうに年金についても相当有
利な協約を結んでおります。そうした
関係から、この法案が、日本国有鉄道
法の六十條によりまして、公務員災害
補償法が制定された場合には、これを
準用するということになつておりま
す。併しながら若しこれが準用される
とするならば非常に不利になる関係か
ら、これらは自主的に公共企業体或
は国鉄において自由に協約によつて結
ばれる、こういう制度を認めるために
現在の国鉄法あたりの改正が必要であ
ると思ひます。或いはこれに附則とし
て追加する必要があると思ひます。

更に一般官公庁におきましてはこれ
一つの基準であつて、各官庁におきま
して話合がつくならばこれを基礎とし
て上廻つた附加給付的な補償がなされ

るという意味のものはこれらに追加さ
れるべきであるというふうに考えま
す。

時間が参りましたので、要するに結
論をいたしまして私はこの法案の内容
であつては、ただ形式に公務員法に基
いて災害補償法を制定せなければなら
んという、そうした形においてこの法
案ができたものであつて、実際に公務
員の災害を補償するという意味ではな
く、單なる形式に過ぎないと言わざ
るを得ない。こうした意味においてこの
内容がそのままにされるとするなら
ば、全官公として誠に不満であると言
わざるを得ないのであります。願くば
質問応答におきまして私たちの意見を
十分に御理解頂きまして、是非この法
案の給付の内容、更には委員会の民主
的な運営、これらに或いは各省に対
して自主性を持たせる、こうした点に
ついて相当この法案が変更されるよう
に是非諸先生がたにお願いいたしま
して、私の説明を終りたいと思ひます。
○理事(千葉信吾) それでは次に全基
準労働組合代表の城千尋君にお願い
いたします。

○参考人(城千尋君) 私全基準の執行
委員長をやつております城でございます
す。先ず今回は非現業組合を代表いた
しまして今日参りました。私のいる職
場は労働基準法を司つておる官庁でござ
いまして、基準法につきましては十
分實際行政面の上からタッチし又資料
も持つております。いろ／＼その説明
に当りまして一応グラフを貼らして頂
きたいと思ひます。
それでは私の意見を申し上げたいと思
ひます。各委員その他のかたへ、
非現業共済組合代表協議会とそれから

官公庁労働組合給與共同闘争委員会と
いう名前を以て、国家公務員災害補償
法案に対する意見書、これは未決定の
ものであります。これを配付いたした
と思ひます。大体これに従ひまして
話を進めて行きたいと思ひます。

先ずこの災害補償法の根本的な理念
というものを考えなければならぬとい
思ひます。それでこの法案の趣旨とい
うものが労働基準法の精神に則つてお
るということが言われておりますが、
その均衡を保つということをやられて
おります。そうしたならば、当然この
法律は使用者が労働者に対すること
の無過失賠償責任であるということが
はつきりここに現れておることと存じ
ます。そうするならば、即ち国家公務
員に対して支払うべきところの賠償責
任であると、かように考えます。

先ず、根本的な考えかたに立ちます
と意見がはつきり出て来るのではない
かと考えます。それは先ほど種村さん
が言われましたように恩給法との相殺
はけしからんと言ひのめ又そこに立つ
て来るものと思ひます。それで先ほ
ど国鉄の諸君が言いましたように、民
間の労働者は団体交渉権も罷業権も持
つていないことを言われておりま
す。それと同時に民間の労働者は自由
に労働市場へ賃金の高低を辿つて自己
の能力に従つて働けるという條件も
あるわけでございます。ここに公務員
というものと民間労働者との相違もは
つきり現れてゐる、かように考える
ものでございます。そうしたならば国
家が我々公務員に対することの賠償
責任というものは、單に労働基準法の
最低基準を我々に押付けるということ
は果して妥当であるかどうかというこ

とは大きな疑問と言わざるを得ない
と思ひます。これはもはや民間労働者の
労働基準法と均衡を保つという根拠を
我々は絶対に発見できないということ
でございます。即ち民間労働者の実態
を申し上げますと、我々基準局におい
て取つておるところの民間労働者は最低
基準の労働基準法と災害補償法以上
に、例えば給與の点におきましては一
〇〇%も取つてゐる。又その他の災害
につきましても基準法労災で以て受け
るところの保険給付額以上に又組合で
以てかち取つてゐるという現状でござ
います。それでこの労働基準法の第一
條を皆さんに読んで頂きたいと思ひま
すが、この労働基準法の第一條、これ
は労働条件の原則でございます。この
二項に「この法律で定める労働条件の
基準は最低のものであるから、労働関
係の当事者は、この基準を理由として
労働条件を低下せしめてはならないこと
はもとより、その向上を図るよう努
めなければならない。」これが労働基準
法の根本精神でございます。ここに立
ちまして各使用者も、労働者もこの最
低基準をより向上せしめようとして努
力してゐるのが現状でございます。そ
うしてそのためにその基準法以上の規
定以上の金額を支払つてゐるというの
が現状でございます。にもかかわら
ず、今回の法律はその最低基準は絶対
の基準である、我々の労働条件であ
る、かような考えを押し付ける、これは
均衡を保つという意味から見まして
も、絶対に相容れないものでございま
す。これは全く政府が労働基準法を知
ればならないと思ひます。この労働
基準法との均衡というふうな厚かまし

いことをおつしやるならば基準法第一條をもう一度よく読んで頂きたい、かようにお願いするものであります。又本法案作成に当りましては、常に国家公務員災害度率というものを考えなければ予算も組めないし、実際にどの職場に一番災害が起きるかという資料も出て来ないだらうと思ひます。それで先ほど人事院で聞きましたところ、現業、非現業併せて合計が二十四年度は一％であるということとを人事院が発表しております。今回この資料に基づきまして我々東京労働基準局の昭和二十五年十月現在の調べがここに載っております。このグラフがさうでございす。これを見ますと先ず第一号関係、この業態別労働者死傷調べというのがございす。それから業態別度率率というのがございす。それで一号関係は物の製造でございす。大体国鉄の諸君たちには物の製造もあると思ひます。又四号関係の鉄道船舶の運送、それから五号の貨物の取扱というやうな形が出ております。それからこの如何なる原因によつてそのやうな死傷が起きるかというのを考えますと、実際にここにありますのは物の運搬取扱機械の準備調整とか、それから飛来落下というやうな、このやうな資料がはつきり出ております。それから又業種別の死傷者の調査によりますと、ここにあります機械工業、土木、建築、貨物取扱、運輸業、化学工業というやうな、このやうな資料に基づきまして、はつきり如何なる業態にその事故が実際に発生しておるかということ、それからどのような人々に実際の災害が起きておるかということがはつきりわかると思ひます。これで人事

院調べの一％というものを拾つてみますという、そのうちの非現業というものはこの調べによりましては殆んど出ておらないのであります。非現業の公務員で以て実際に怪我をしたとかこの労災法の適用を受けるというやうな人々は殆んどないのでございす。大体このパーセンテージから行きますと、先ず我々のパーセンテージというものを殆んど零にひとしいと言つても過言ではないのでございす。

かかる意味におきまして我々はこの本法案が実際に我々非現業に適用されるや否やにつきましては非常に疑問と思ひるのでございす。むしろ我々といひましては一番大きな問題は疾病の問題でございす。結核の問題でございす。人事院調べの二十五年三月現在におきましては職員が九十二万、それで調査をいたしました調査の対象は七十九万人、長期欠勤者はそのうちの一・七二％でございす。そしてそのうちの結核患者というものはそのうちの七五・八％というやうに非常に大きな比率になつております。このやうにこの比率は人事院の三月調べでありまして、その後各省によりましては各組合が積極的に健康診断を追及いたしまして、今日これ以上の上廻つたところの実際の疾病率が出ております。これは如何なる理由に基いてこのやうな疾病が起きておるかという事は、やはり二十四年度の行政整理以降急激に我々の職場は非常に忙しくなつておるといふこと、そのために我々は労働強化が強いられ、疾病が加えられておる。併しながら我々は休むにも休まれず、実際に床に倒れるまで労働を続けて行かなければならぬというのが現状でございす。

この参議院におきましても恐らく閉会中に病人が出るということはないと思ひます。必ずやこの国会の開かれておるときに病人が出ておると思ひます。この点近くでございすので調べて頂ければ必ずわかると思ひます。實際休憩時間、休息時間というものが與えられておりましても、実際にそれを使用することができないのが事実でございす。

かかる意味におきまして我々はこの本法案が実際に我々非現業に適用されるや否やにつきましては非常に疑問と思ひるのでございす。むしろ我々といひましては一番大きな問題は疾病の問題でございす。結核の問題でございす。人事院調べの二十五年三月現在におきましては職員が九十二万、それで調査をいたしました調査の対象は七十九万人、長期欠勤者はそのうちの七五・八％というやうに非常に大きな比率になつております。このやうにこの比率は人事院の三月調べでありまして、その後各省によりましては各組合が積極的に健康診断を追及いたしまして、今日これ以上の上廻つたところの実際の疾病率が出ております。これは如何なる理由に基いてこのやうな疾病が起きておるかという事は、やはり二十四年度の行政整理以降急激に我々の職場は非常に忙しくなつておるといふこと、そのために我々は労働強化が強いられ、疾病が加えられておる。併しながら我々は休むにも休まれず、実際に床に倒れるまで労働を続けて行かなければならぬというのが現状でございす。

かかる点に立ちまして我々はこのやうな災害というやうなものは、非現業につきましては絶対にないといひましても必要なく、むしろこれに疾病の問題を加えてやるべきが当然ではないかと考へておるものでございす。それからたとえてこの法案が通過いたしましたといひましても、單にこの法案が災害に対するところの補償にとどまつております。併しながら我々は幾ら高額の金銭を以て我々の災害に代えて頂いても、絶対に我々は満足できないのでございす。やはり五体健全であつて毎日健康にして文化的な生活を営むということが我々の最も望ましいところでございす。然るに政府はこれに對してかくのごとき貧困なる法律を以て、賠償を以て報いんとすることは果して妥当でありや、國民輿論の前に批判を請うべきではないかと我々は考へておるのでございす。

そこで政府は我々公務員の労働環境の完備というに努めるだけの当然の道徳的な道義的な責任と義務を持つておると私どもは主張せざるを得ないのでございす。

米國社會の合言葉にセルフ・ファイ・ファーストという言葉がございす。これは安全第一ということとございす。この語義はどういうことかとこの安全の投機に優る投機はないということとあります。その災害に払う金銭よりも災害を防止しようとする設備の完備なりあらゆる環境に金をかけたほうがよほど儲かるということとございす。かかる点からいいますれば政府は國家經濟、國民經濟の立場からいたしまして、單にこの金を我々に注ぎ込んだところで以て災害は撲滅できないのでございす。單にむしろ國民經濟がより多く破壊せざるを得ないことだと思ひます。この意味におきまして先ず安全衛生設備の完備こそ望ましいのでありまして、予防対策なしに單に災害が起きたら金をやるということでは真にこの國家のことを考へておるかどうかは非常に疑問だと思ひるのでございす。それでこの安全の衛生立法なくしてこの災害の法律を考へられるところの意圖につきまして我々は非常に疑問に思ひるのでございす。この意味におきまして我々は全くこの法案だけでは無意味であるということと言わざるを得ないのであります。

それから特に今日非現業の我々につきましてはは共済組合というものが非常に利用度が高いのであります。この利用度の高い共済組合は毎年十億の赤字に苦しんでおります。而して各地方では診療拒否の状態が起つております。それから医師の査定につきましては平均五〇点以上は医師は査定されないで、單に頓服薬を以て診療はこと足れりというものが共済組合の実態であります。これは健康保険によりましては全く言語道断と言わざるを得ないと思ひるのであります。厚生年金その他の問題につきましてもこの損害賠償の問題、又かかるといふかかれないといふのが今日の現状であります。このやうな問題を抜きにいたしまして單に労働基準法以下の基準を以て我々に報いんとするやうな態度というものは我々は了解に苦しむのであります。速かに當然この人事院がこの共済組合につきまして、我々職員の福利厚生に責任を負うべき人事院は、この共済組合の問題につきまして徹底的に赤字を究明して合理的な共済組合の運営を図ることが最も緊要なことだと思ひるのであります。我々公務員は家庭生活の円満なる運営がなされない限りは公務も円満に行かないことは火を見るより明らかであります。ここにございましてこの法案作成以前に速かにこの共済組合の問題を解決すべきであると我々は考へます。それからこのやうな見地に立ちまして我々は厚生福利の、先ず共済組合の確立ということを要求いたします。それから健康擁護、能率増進のために安全、衛生法規の確立を又願ひなければならぬと思ひます。それから勿論本法案を作らなければならぬ、それから死亡退職の補償としての恩給法の問題、このやうな法律がやつぱり絶対的に確立されない限り意味がないと考へるものであります。

それで先ほど恩給法の問題につきましてちよつと種村さんのほうでも触れられましたが、飽くまでも災害補償というものは損害賠償でございす。恩給を受ける権利と損害賠償を受ける権利というものはおのづから別個であります。これを相殺するといふやうな形は全く言語道断と言わざるを得ないと思ひるのであります。厚生年金その他の問題につきましてもこの損害賠償の問題、

また、又かかるといふかかれないといふのが今日の現状であります。このやうな問題を抜きにいたしまして單に労働基準法以下の基準を以て我々に報いんとするやうな態度というものは我々は了解に苦しむのであります。速かに當然この人事院がこの共済組合につきまして、我々職員の福利厚生に責任を負うべき人事院は、この共済組合の問題につきまして徹底的に赤字を究明して合理的な共済組合の運営を図ることが最も緊要なことだと思ひるのであります。我々公務員は家庭生活の円満なる運営がなされない限りは公務も円満に行かないことは火を見るより明らかであります。ここにございましてこの法案作成以前に速かにこの共済組合の問題を解決すべきであると我々は考へます。それからこのやうな見地に立ちまして我々は厚生福利の、先ず共済組合の確立ということを要求いたします。それから健康擁護、能率増進のために安全、衛生法規の確立を又願ひなければならぬと思ひます。それから勿論本法案を作らなければならぬ、それから死亡退職の補償としての恩給法の問題、このやうな法律がやつぱり絶対的に確立されない限り意味がないと考へるものであります。

それで先ほど恩給法の問題につきましてちよつと種村さんのほうでも触れられましたが、飽くまでも災害補償というものは損害賠償でございす。恩給を受ける権利と損害賠償を受ける権利というものはおのづから別個であります。これを相殺するといふやうな形は全く言語道断と言わざるを得ないと思ひるのであります。厚生年金その他の問題につきましてもこの損害賠償の問題、

題と、その他当然受ける権利というものを相殺するというような意図は全くごまかしに過ぎないとかように考えておるのであります。

それから予算の問題につきましても、実際今日組んでありますところの一億幾らの予算は果して妥当であるや先ほど述べましたように災害度数を調査されておらないという点におきまして、全くこれは机上ブラシに過ぎない問題だと思ひます。この点につきまして私どもはつきりしたところの資料を持つて来ております。即ち東京基準局が昭和二十五年一月から本年の二月末日までに支払った金額を申し上げます。それは給付件数が三千九百八十一件、金額は二千五百四十一万一千三百四十四円、労働者数は五万一千四百八十一人です。労働者数と申しますのは加入しておるものでございまして、このような数字から言ひましても、今日の組まれましたところの予算というものは、現業の国鉄職を賄つてもまだ足りないわけでございます。かくのごとき予算を以てこの公務員全般の予算であるというところは絶対に言い得ないというところでございます。それで全然人事院が科学的な上に立つてやるのか言つておられますけれども、この法案につきましても、全く非科学的と言わざるを得ないのでございまして。かかる非科学的な基礎の上に立つたところの法律というものが、基準法を知らずして、基準法と均一であるというようない理論の上に立つたところの、この現われましたところの具体的な問題というやうなものを見ますときに、このやうな法律が実際に今日制定されましますと、人事院の責任はそれで済んだかも

知れない。善良なる国民については、又公務員には災害補償といういい法律ができた、又公務員は保護されたという輿論の中に、実際には利益を受けない公務員が一層苦しまざるを得ないというところがございます。それで先ほど

国鉄の諸君も言ひましたように、この法律が飽くまでも基準法通り最低基準であつて、それ以上のものを要求することができるといふことになつてゐるというのとは別の問題ですが、これは全く我々の、又善良なる国民の目を蔽ふ以外の何ものでもないといふことは申上げなければならぬと思ひます。それで非現業の組合につきましても、この法律は全然意味はない。あつてもなくてもよろしい。同じであつたならば現在の労働基準法で運用されておられますに示す必要はない。現在の労働基準法が運用されておれば結構だと言わざるを得ないと思ひます。却つて我々は迷惑いたします。かような観点に立ちまして、我々は我々非現業の災害補償というものは飽くまでも疾病の問題、結核の問題、この対策を早急に立てて頂く、それから安全衛生立法をして頂く、それから安全衛生設備を監督して頂く、これは労働基準法でも、二千名の監督官が日本国中を歩き廻つて安全衛生設備の完備に日夜奮闘しておるのであります。併しながらこのやうな数字が上つておる。国鉄職員を賄うやうな、それ以上の数字が東京都内に上つておる。このやうな現状であります。ただ人事院が厚生福利安全、衛生局に努めねばならぬといふやうな抽象的な文句でもつて、実際は公務員の労働環境が救われるかどうか、

災害が撲滅せられるかどうかといふことを考えて頂きたい。例えば労働基準局の監督署は全国に三百三十六ありますが、基準法が施行されて三年間、監督署に一個のストロブの予算も配付されておらないやうな現状でござい

ます。その他の官庁もそうでございす。そのようにして何ら煙房設備もないその他のものも何もないといふのが今日の官庁の現状でございす。勿論中央官庁といふものは一応目に止まりますのでそういう設備もされておりますけれども、恐らく地方官庁、出先機関へ行つたならば、煙房設備すらないといふのが現状でございす。かやうな中に公務員は日夜奮闘しておるのでございす。かういふ現状を無視してこのやうな法律を作成されるということとは非常に我々にとつても慚愧に堪えないのでございす。どうか賢明なる各委員におかれましても、ここにこの法律を破棄して頂きまして、新しい公務員の更態に即した科学的資料に基いたところの資料の上の基礎に立つて我々公務員のための法律を是非とも作つて頂きたいといふことを特に要望して話を終りたいと思ひます。なお質問があれば後で受けたいと思ひます。

○理事(千葉信君) それでは次に林野庁事務担当、農林事務官深谷清君にお願ひいたします。

○参考人(深谷清君) 林野庁の事務厚生課に勤務しております深谷でございます。

林野庁は農林省の外局でございまして、一般林政の外に大体八百万町歩の国有林の管理経営をいたしております。そのために労働者といひましますと、季節によつて異なりま

十五万から二十万の間を前後いたす数の労働者とそれから二万二千の職員、これが事業に従事いたしておるわけでございます。この災害の発生件数も、他の官庁に比較いたしまして非常に多いのでございまして、お手許にござい

ます人事院の資料によりましても、二十四年度に約八千件、それからその支給総額が七千六百万に達しておるわけでありま

は、まだ決算がはつきり出ておりませんが、一億を突破するやうな情勢にあるわけでありま

す。と、御承知のようにこの林業は原始産業でございまして、機械化にもおのづから限度がございまして、殆んど山で木を伐り倒しまして、それを適当な大きさに輪切りにいたしまして、冬は雪を利用するとか、夏はその他の方法によりましてこれを一定の場所に搬出したしまして、これを又限られた非常に狭いような場所、これを非常に簡単な軽便鉄道に積み込みまして、これを駅の近くまで持つて参りまして売払う、かういふ過程をふんでおりますので、機械化にもおのづから限度がございまして、従つて殆んど人力に待つという状態でありま

す。と、季節の変動とか、例えば急に雨が降つて来るとか或いは雪が降つたとかいうたんびにその発生度数が非常に殖えて来るわけでありま

す。そういう関係から非常に発生件数が多くなる、今後、恐らくこの点につきま

す。而もなお発生いたしますと、これも又すでに皆様御承知のように労働者も、それから職員も全く同様の基準によりまして災害補償といふことを実施いたしておりますので、その間基準法その他の関係からいへば、今回新しく法律が制定されることになりましてその点につきま

しては非常に筋道が一貫いたしまして、我々實際上の運用といたしましては非常に明確化して来るのじやないかと、この点を林野庁といたしましては持つておるわけでありま

す。

併しながら根本はこの法律の運用上我々といひまして一番お願いいたさなくてはならないことはどういふことかと申しますと、簡単に申しますれば予算の裏付けでございまして、これが最も大きな問題でございまして、例えば二十二條の福祉施設にいたしましてもこれが現在のやうな予算では誠にどうにもならない、只今林野庁におきま

す。結核の患者の收容ベッド数というものはその三分の一にも足りないやうな状態でございます、その他この事業の性質が非常にこの山の中で僻遠の地をいたしておりますので医療施設につきましても相当の拡充をしなくちゃならない。かういふ問題がござい

ますので、それが最も大きな問題ではないかと、かういふやうに林野庁といたしては考えておる次第であります。

それからもう一つの点はこれは国警の種村さんから申上げましたやうに全くこれと同様でございまして附則四項のこの恩給との関係でございまして、この点につきま

んが、新しい今後の問題といたしまして林野庁といたしまして十分御考慮を願うように一つお願いいたした。こう思う次第でございます。

で只今申上げましたように林野庁といたしまして若しこの法案が実施いたすといえれば、予算の点とそれからなおこの実務の解釈上については一応理論が一貫するという建前から、できますれば一刻も早く実施をいたして頂きたい。但し実施の上におきましていろいろ又この具体的な問題新しい問題が発生すると思うのであります。そのときには一つ率直に逐次改正を実施して頂くように御考慮願いたい、こういうふうに考えておる次第であります。大体非常に簡単にございまして、一応この程度のことを申上げまして発言を終りたいと思つております。

○理事(千葉信君) 以上で大体午前中に御発言を願う予定のかたが、が終つたわけですが、これに対して質疑のございましては順次御発言をお願いいたします。

○参考人(西孝雄君) 更に御質問を頂いて、それに対して私たちの意見をお答えしますが、そのほかにまだ具体的に意見がある者については一つほかの公述人がまだ来られていないのだし、時間もあることだし、或る程度の発言もお認め願いたい、こういうふうにお願ひします。

○理事(千葉信君) 差支えございませんでしようね。

○異議なしと呼ぶ者あり

○理事(千葉信君) どうぞ。
○参考人(城千尋君) もう一つ細かいことになりましても、十三條の傷害補償の問題です。この問題について

一つ、これは打切り補償になつてゐるわけでございます。一つ例を挙げて説明すれば納得行くのじやないかと思ふのですが、それは甲という人は年齢五十歳で以て子供が一応成人してゐる。それで乙はまあ結婚して一年か二年で以て乳呑児が一人いる、こういう者がございまして、これが別表の第一の第一級の第四号「胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」というような号に該当したといたしますと、この別表第一の第一級の第四号、年齢が五十歳で子供が一応大きくなつてゐるものと、それからこれは二十六、七歳で以て乳呑児が生まれたばかりの一人いる、こういうような者が、このような身体障害を受けたような場合、これは打切り補償です。併しなから五十歳になつた成年の人は、子供も働くようになるし、併しなから乳呑児を抱えて、若い奥さんを抱えて、このように毎日奥さんに介抱してもらつたという人は、実際悲劇の上ないと思ひます。果して生活ができるか、これで以て国家が本当に損害賠償できるかどうかというところは疑問だと思ひます。それで我々は先ずこのような給付の問題につきましてもすべてこのような不合理があるわけでは、提案の一つとして年齢の若年に向つて通増制にする、若い者は永く生きるのですから、苦勞もするのですから、そのような形で給付が行われなければ本当の給付にならないから、このような点を十分考へにならないければ、実際にこの法律は基準法の模範になると

か、又はそのようなことも言い得ないと思ひます。

それから根本的な給付ですが、要するにこれは打切り補償でございます。これが、これはそも／＼おかしいのでありまして、やはり永い間本当は公務のために怪我をしたのですから見てやるべきが当然であつて、一時金で追いつたりするということはどうしても我々には考えられない、人道上許されないと

に考へて頂かなければならないということですね、そのような問題。それから要するに審査の問題ですね、労働者は我々監督署に来るわけですね。指が落ちたり／＼怪我をしたり、これを何級である、何級であると認めるわけですね。この認め方につきましても、やはり公正な機関を以てやらなければ、いろいろ／＼な問題が起きて来ることをあります。

て、細かい点につきましてはたくさんあると思ひますが、質問に應じたいと思ひます。

それからこの監督署も、やはり監督署は三百三十六あります。実際の保険給付につきましても、実際の困難でございます。これを拡充して頂かなければ、今日のようにな人事院の手で以て単に地方官庁に委しておつたのでは、実際に監督はできないということになります。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

その他細かい点は、実際に我々は常に労災法を援つておるのであります。それからやはりこの管理者につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

それからこの監督署につきましても当然怪我をしたらすぐ報告をする、それですぐ審査をする、すぐ給付をするというような強行規定を出さない限り、要するに罰則ですね、その線ではつくりしておかない限り、やはり管理者の情実因縁等によつて延びることもありますし、やはり本当に保護されないという点も考へられます。こういう点も十分にお考へになつてやつて頂きたいと思ひます。

蔵省で管理しておりまして、それで各
省は單獨の予算を使つておるわけでござ
います。それで我々は千分の六十
六、八十とか九十とか、各省によつて
掛金を違ふわけですね。それで我々は掛
金をみんな出さ合つて、それで我々は
診療を受けているわけですね。ところが
我々の出す金額と同等の額を政府が
出すのですけれども、実際にその予算
というものは、我々に病人が非常に
出ている、そのために予算が足りなくな
つて赤字になれば、我々が医者に行つ
ても、保険証を持て行つても、実は
金が来ないので受付けられないという
のが実際の現状なんです。それから予
算があつても金が来ても共済組合の保
険関係は五〇%以上、大体医者の平均
で五〇%以上オーバーするとみんな大
蔵省の査定で切られてしまふ。それか
ら医者の税金の準備というものは、何
人その医者に保険患者がかつておる
かという資料に基いてちゃんとカード
が出ていますからそれに基づいて医
者が税務署から税金をかけられる。そ
の関係で五〇%以内でもつて、当然注
射を打たなければならぬ注射をやめ
て、注射を打つとすぐに六十点七十点
になるのですから、ですから五十点以
内で安い頓服でもつてますよ。現
状なんです。我々は実際現在共済組合
によつて病氣は救われない現状なん
です。ですからこの問題はやはり当然公
務員はベスですべて一本になつてい
るわけですね。にもかかわらず共済組合
というのは各省バラ／＼になつてい
て、参議院は参議院だけの共済組合が
あり、労働省は労働省の共済組合、厚
生省は厚生省の共済組合がある。で
すから保険の原則的な理論の上に立つて

言へば、参議院なら参議院で小さい団
体でもつてお互い金を出し合つても始
まらないので、公務員全体をプールさ
れてとにかく百万人近い公務員が同じ
率の金を出し合つてお互いに診療を受
けるというところは、保険の理論から当
然なんです。そういうことをしない
で、個々別々になされておるうちに欠陥
がある、こういう福利厚生施設の欠陥
があるわけですね。そのような形で現在
共済組合は赤字になつておるわけ
です。そのために実際に我々は診療を受
けられない。併しながら公務災害につ
いても基準法が適用されておつて、結
局手続が面倒で金が出ないという形か
らからざるを得ないということ、
それで今我々共済組合の問題をやつて
おるわけなんです、この共済組合の問題
は、これは基本的な我々の生活の基礎
になつておる問題ですから、その問題
を今後解決しよう。又我々非現業の者
にとつて余り価値のないこういう法律
を作つて、共済組合の問題を生殺しに
して、こんな災害補償のはんばな
き法律を作つても、こんなものがなくて
も基準法で適用されているから必要の
ないものです。これだけの予算があれば、
共済組合のほうをもつと何とか考
えて頂きたい。

それから共済組合の問題は当然人事
院でやるべきだと考えている。そこで
この間聞いたら、大蔵省の主管であ
る、大蔵省が予算関係を扱つておる。
このような役所関係の縄張り争いがあ
る。こういうような点でうまく行か
ないわけですね。やはり共済組合という
ものを大蔵省のほうから人事院のほうに
移す、当然やらなければならぬ人事
院のほうに移して、総合的にこのよう
な法律を考えて頂かなければ意味がな
いということをおもひ申上げておるわ
けであります。

○紅露みつ君 そのバラ／＼な状態を
大同団結するというような運動は何ら
なされなかつたのですか。

○参考人(城千尋君) いや組合として
はやりました。

○参考人(西孝雄君) 具体的内容の
前に、今共済組合の点について述べら
れましたけれども、私はもうちよつと
違つた意味で共済組合のありかたを申
上げたいと思います。

それは先ほどちよつと申し上げまし
たが、共済組合は今まで共済組合と恩給
制度と二つあつたわけですね。そうして
この恩給法については任官している者
の公務による災害が補償されている。
そうして共済については公務によるも
のと私傷のもの二つともやられてお
つた。共済組合では公務と私傷と二つ
やられた。ところがこれが二十三年の
七月に国家公務員共済組合法が制定さ
れて、各省で持つておつた共済組合が
統合された。統合されたときに共済組
合にあつた性格を二つに分けたわけ
です。それで共済組合というものは私傷
に関する問題だけして公務は別にし
た。そのときに同時に公務災害補償法
というものを出す予定で大蔵省が立案
したわけですね。共済組合を二つに分
けて、大蔵省が私傷であり、そうして公
傷については災害補償法というものを
別にしよう、こういう二つの法案が出
たわけでありまして、その時に共済組
合法については国会がこれを通過した。
ところが公務災害補償法についてはこ
れは出て来なかつた、ということは労働
省等にもいろいろ意見があつてこれ

が握りつぶされた、こういう状態であ
つた。そのために結局共済組合という
ものは私傷の問題だけであつて、公務
のものは死んでしまつた、そうして基
準法によつてなされておつた、こうい
う現状が今日まで続いているわけであ
ります。そういう関係で共済組合で受
けておつたところの雇用人の公務災害
というものは非常に低下されて基準法
によつてやられておる、こういうため
に非常に問題が起つたわけなんです。
ところが官吏については恩給法でなさ
れた、こういうわけでやられたわけ
であります。そういう関係で国鉄にお
いて災害補償法の協約を結んだとい
う理由は、それらの既得権を展せ、基
準法ができたことによつて、基準法の精
神から言つても、基準法は一つの基準
であつてこれよりも低下することがあ
つてはいかん、こういう精神からこれ
ができたことによつても、この給付が
低下されたといふことはいけない、従
つて前の既得権を展しなさい、こうい
う交渉を続けて今国鉄は災害補償法を
殆んど元に戻した形を協約で結んだ、
こういうことになつておるのでありま
す。それらの内容は先ほど障害補償に
ついて例えは一級が千三百四十日分が
千四百四十日分である、こういうふう
に申上げたわけですね、これらの大体の
内容を申上げて見ますと、先ず療養補償
というものは社会保障制度審議会から
答申された内容によりまして、やはり
これは完全に治るといふ意味が含ま
れておるわけですね。従つて国鉄にお
いても完全に治癒するまでこれは療養を
補償する、こういう原則に立つておる
わけですね。これは社会保障制度審議会
の勧告もその通り。ところがこれは

ただ補償すると書いて、そうしてそ
の中で休業補償のところ三年たつた
場合にはこれは自然的にこれを打ち切
つてしまふ、こういうことを書いてあ
る。そうするとこれは療養補償とい
うものは三年間の補償であるといふこ
とができるわけですね。三年以上は打ち切
つてしまふのだ。ところがこの内容とい
うものは社会保障制度審議会の趣旨に
も反している、過去における既得権を
無視している。こういう関係で国鉄に
おいてはやはり治癒するまで療養させ
る、こういうふうな私どもは獲得して
おります。更にこの打ち切補償の問題で
すが、打ち切補償については一応場合
によつてはやめるときに金をまとまつて
欲しいといふふうな人も場合によつて
はないでもない。こういう関係で現在
の基準法では千二百日分でありま
すけれども、私たちはこれを千三百日分と
して、その本人の意向を聞いて希望し
た場合には打ち切ることができる、一方
的に打ち切つてはいかんといふふうな内
容で打ち切補償を見てくださいというわ
けであります。この点も非常に自主性
があるわけがあります。更にこの休業補
償の給與の算定の基礎であります、
これについては基準法と同じように平
均賃金の百分の六十、これは当然出勤
して公務のためにやられたものであるか
ら当然出勤とみなされるものである、
従つてこれはやはり勤めたものとやは
り同等にみなすべきだ、そのためには
やはり平均賃金の一〇〇%を支給され
ることが当然であります。従つてこれ
は私どものほうも一〇〇%ということ
になつております。障害補償について
は先ほど申し上げました通り、その次
は「休業補償及び障害補償の例外」と

務当局で決定して、どうして労使間の民主的な意見によつて決定しないか。こうした点が甚だ不満である。そうした点については是非とも、人事院の中で結構ですから、人事院の中にやはり民主的運営機関として、労使、公益代表、学識経験者、これらの構政委員会を是非設置願いたい、こういうふうにするのであります。

○理事(千葉信君) それから種村さんにお伺いしますが、あなたのほうの場合、非常に補償法に該当する事項がこれからも今までも随分多いと思うのですが、あなたのほうの場合に、特に実例として当然これは災害補償法に適用されるような問題について、何かの事情から予算上、或いは又認定その他の事情から共済の負担になつてゐるような事実はございませんか。

○参考人(種村一男君) 幸いに私どものところでは予算がないために業務災害補償として取扱えなかつたという実例は実は余りないように考えております。ただ如何にも現在でも手続がうるさいのです。もう一つは手取り早く行かないのです。僅かばかりの業務災害を受けまして三月も四月も六月もかかる、もうしようがないから共済組合でやつてもらえということ、共済組合に持ちこまれるという例が多いのです。而も今後業務災害であるかどうかという点について非常にやましいことを言われ出しますと、どうしても元来まる／＼国でみてもらわなければならぬものが、共済組合でお互い半分々持ちのところが持たれるという虞れは十分に考えられるのです。これは遅くなるという責任は、部内にもあるかも知れませんが、とにかくそう

いう結果になることは事実です。

○理事(千葉信君) それから深谷さんにお尋ねしますが、今も西さんがちよつと触れましたようですが、審査機関等の問題について、当初は人事院としていろいろ／＼別な角度からの構想があつたようですが、今度はこの法案を提出する場合には、御承知のような二十四條、二十五條という形で以て国会に提出されておりますが、こういう問題に限らずに、大体において災害補償法の立案について、林野庁当局もこの問題をあなたが担当しておられるのですが、事前に人事院その他からこの法案の二、三について意見を聴取されたという事実は全然なかつたか、それともあつたか、そういう点についてお尋ねいたします。

○参考人(深谷清君) 実はその点につきましては、私といたしましては、資料の作製その他はいたしました、角張つて意見の開陳の要求がありましたかどうか、実は只今記憶いたしておりませんので、ちよつとお答えしにくいのでありますが、これは又後日よろしくごさいましたら御連絡申したいと思ひます。

なお審査会の民主的な考えかたという点につきましては、我々としてしましても、でき得べくんばそういうような考えかたでして頂きたい希望はございしますが、当面先ほどちよつと触れましたように、先ほど私たちのほうの営林事業といたしましては、二十二條に謳つてありますところのいろいろな福祉施設でございします。これが最も大きな問題でございまして、先ほどちよつと申上げましたように、非常に山の中に事業所を作つて事業をいたしておりますの

で、殆んど民間の医者もない、無医村の本当に山の中のごとでございしますから、施設まで担ごまゐるには非常に時間を要するというところで、非常に痛感いたしております。私どもといたしましては、先ず当面一番必要なことは、福祉施設を拡充いたしましてもらいたい。これは当面の本当に大きな問題でございします。いろいろ／＼細かい点につきましては、組合側からいろいろ／＼おつしやつて頂きましたように、いろいろな意見も同感する点もございしますが、何よりもかにも福祉施設の予算を十分頂戴するためには、こういうような角張つた法律が必要じゃないか、これを実現は今まで永い間待ちもつておつたのであります。それが幸いに今度は国会に上程されるということになりましたので、とにかくこの法律にかじりつきまして、我々として現実に福祉その他の面から解決して行きたい、そのためにはどうしてもこれにかじりついて予算を十分頂戴したい、こういうふうにごさいましたら次第であります。

○理事(千葉信君) それでは大體……

○参考人(種村一男君) ちよつと一言御参考に申し上げたいと思つたのですが、第十一條の規定はこの療養の範囲というものが規定されてあるわけなんです。一号から六号まで療養の範囲がきめてありまして、これで公務傷病を受ければ完全に療養ができるという感じを一応持つのであります。ところが実はよく見ますと、これはいづれも直接の費用ばかりでございまして、我々が傷病を受けた場合には、これだけの項目では決して足りないということ、これはもうどなたも御了解の行くと

ころであらうと思ひます。そこへ参りますと、非常に古い勅令でございします。明治三十四年に作られました、この参考資料の六十六頁にあるのでございしますが、巡査看守療養料、給助料及び弔祭料給與令というものの第二條にございまして、この治療が二十日以上に亘つてそうして引續き在職し治療を要せざるに至つたときには一カ月分、それから職に堪えず退職したものには三カ月分というものを給助料として支給してあります。これはどういふものかといひますと、療養中の諸雑費及び余後の保養費という意味でこういう制度があるものであります。これは誠によく考えられた制度だと思つております。今日そういうゆとりのある温かみのあるものを全部切られまして、形式的に一応これで十分だという感じを受けますが、即ち果物も買つてやる金は決してこの十一條には入つていないわけでありまして、そういう点なども一つ考へて頂きたいと私どもは考へております。

○参考人(城千尋君) 最後に、予算関係の点で林野庁のかたが二十二條のことを言われ、又、国警のかたがこの十一條ですか、この点を言われたんですが、先ほど予算関係で私は言いましたのに、とにかく東京都内で以て労働者が五万一千四百八十一人保険に加入しておるものがあつて、これもその單なる傷害を受けたといつて給付だけは二千五百四十万一千三百四十四、その今度の組まれますところの予算を見ても絶対にこの福利施設の予算とか、それからこの十一條の予算まで入らないと思ひます。国鉄職員すらもこの予算が足りなくて、傷害だけです、怪我しただけの予算も足りなくてなお且つこの福利施設、療養の予算まで絶対廻りつこないということです。それでこのような予算も林野庁のかたもその他のかたも眩惑されることはないと思ひます。その点やはりはつきりした科学的な資料に立つてこの予算が妥当であるか、福利施設、医療は完備されるか、予算がなければ空文なんです。それから、そういう科学的な数字の上に立つて實際でございまして林野庁のかたがおつしやるような福利施設まで絶対に行かないということ、国警のかたが言われたように十一條の問題、看護料の問題、診療、医薬料、そこで絶対に行かない、傷害だけでもいかにないということをはつきりお認め願ひたいと思ひます。その点その予算を組まれましたところの根拠というものを各先生方におかれましては、政府にそれを簡いて頂きたいと思ひます。そうしない限りこれは空文でございしますから、折角お願いしたいと思ひます。

○理事(千葉信君) では大體以上を以て休憩に入りたいと思ひます。

午後零時二十八分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(木下源吾君) それでは午前中に引續いて開会いたします。参考人の御意見を承わりたいと思ひますが、先ず山内さん一つお願いいたします。

○参考人(山内公敏君) 私がこれから申上げようと思ひますことは、或いは午前中の参考人のかた／＼と重複することもあると思ひますが、要点を選びまして申上げたいと思ひます。今回の国家公務員災害補償法が今議会に提案されて、御審議になるわ

けでありますが、我々といましては非常に結構なことであると考えております。というよりはすでに遅きに失しておるのではないかと気が持っております。と申しますのはこの問題につきましては、先ず昭和二十三年六月に国家公務員共済組合法が制定されたときに遡つて我々は考えなければならぬのであります。当時国有鉄道その他の現業官庁においては、それぞれの法令に基づき共済組合を運営していただけてあります。この法律の施行によりまして、そういう共済組合の個別の運営というものは、この一本の法律において統一されることになつたわけでありまして、そこでこの際共済組合規則の中の公務災害補償の諸規定が削除されて、当時我々といましては、早急にそういう国家災害補償というものが制定されるという見込でそういう措置がとられたものであると了解しておつたわけでありまして、その後のび／＼になつて今日に至つておるという状態であります。そして従前の共済組合の公務災害補償は、労働基準法の規定するところとは違つておりまして、身体障害の程度によつては年金を支給することになつておりました。この年金にするか、一時金にするかというところは、非常に問題の多い点でありまして、議論がいろいろあるわけでありまして、我々の見るところでは、若い人間が負傷した場合に長期に亘つて生活の安定を得させるということが、そういう公務の災害を受けた人には国の責任として最もよろしいのではないかとこのことを考えますと、年金制というものが一時金制に比較いたしまして遙かによいというこ

とが言えると思ひます。又一時金を主張するから、結局経済の変動しているときに、そういう年金制度ではその該当者のかたは全うしないというふうな考えかたもございまして、現在の恩給制度におきましても、共済の長期給付におきましても、その波動によりましてやはりスライドをいたしておられますから、その点もその心配がないのではないかとこのことを思つておるわけでありまして、それで、それでは一体これはどうしたらいいかという問題になりまして、皆様かたの前においてここで立法論を展開することは甚だ恐縮でございますが、それをお許しを願ひますと、我々の見るところでは恩給法も早晩改正の氣運になつております。現在我々官庁におきまして、昔の官吏雇用人、現在では事務員、雇用人という名称で呼んでありますが、その差がどこにあるのかと申しますと、一にかかつて恩給法の適用を受けるかどうかという点にあるわけでありまして、公務員法の下におきましては、こういう身分的な差が当然なくなるべきであるというところを考えると、恩給法が改正された場合には現在雇用人であるかたも恩給の適用者になるということになります。その結果はどうなるか、現在まあ官吏のかたにつきましては、労働基準法のこの一時金と、この六ヵ月据置いた以後の年金と両方もちつておるわけでありまして、雇用人についてのみそれができないということになりまして、若しもこの恩給においても年金制が考慮されるのだということになると、恩給が支給されたあとの雇用人である人と、二十三年の六月以降恩給法が施行されるまでに公務災害を受けた

人との間に非常にギャップがでかきはないか。一体このギャップをどういうふうにするのかという問題になるわけでありまして、私は現在の制度をそのまま考えますと、千二百日の打切り補償を受けた人は六年間ストップして、六年すれば年金が付くということになりますから、恩給法のできるときに、その二十三年の六月以降のかたにそれが適用になるといふように立法措置を講じて頂ければ、その間のギャップがなくなるのではないかと。それで願ひくば、この本法が成立するときに附帯決議でもして頂いて、恩給法のとくにはそういう人間も将来年金がもらえるようになるのだということを明らかにしてもらへば、現在そういう立場にある人も非常に安心感を得るのではないかとこのことを考えまして、甚だ僥倖であります。若しもこの法案がそのまゝ成立する場合には是非恩給法においてその点を解決する予備的な手段を講じて置いて頂きたいということをお願いいたしたいと思ひます。

次に問題になりますのは、これも皆様がたから申されたことであります。が、労働基準法は最低保障であるというのに対して、今回の人事院の提案された給付内容はそれが定額支給になるということに大きな問題が含んでおります。国家というものは最もよく使用者であるという意味から言ひましても、又国の行くことを一般民間がそれにかなうという意味から行きてましても、この最低を定額にするということには單に公務員だけのものではなくて、一般民間にも與える影響は非常に強いものであるのではないかとこのことを感

ずるわけでありまして。と申しますのは先ほど国鉄関係のかたから、国鉄においては二十五年十月一日の協約によつて現在の労働基準法以上の給付を受けるようになっておると申されしております。又我々浅い知識であります。各会社におきましても見舞金というふうな制度によりまして、労働基準法に定める内容以上のものを出しておるところが相当あるように考えております。それを国が公けの公務のために傷病を受けた人に対して、最低でいいんだという建て方は如何にも我々は腑に落ちないところでありまして、非常に重複すると思ひますが、この点も声を大きくして力説して見たい点であります。

もう一つ我々が考えなければならぬことは、公務員の俸給がどうなつておるかという問題であります。この法案によりまして、すべてこういうもののはさうですが、俸給というものがさういう打ち補償にしるその他の補償にしろ、算出する基礎になりますその公務員の俸給というものが、建前としては民間の賃金と均衡をとるといふことになつておるのかかわらず、どうしても民間の賃金よりも低いところに常になつておることを余儀なくされておるということとは、これも又万人の認むるところであります。その意味から申しまして公務員を一般の賃金よりも低いところに置き、而も労働基準法で言うところの最低のもので満足しなければならぬものかどうか、ここに問題が大きく取上げられるのではないかと我々考へておまして、この点御一考を煩わしいと思ひわけでありま

次にこれは専門技術的な問題になるわけでありまして、法体系の問題が一つありまして、この法律を読んで見ますと一般職の職員に相当するだけでありまして、特別職の職員と公共企業体の職員というふうなものには全然触れておりません。結局この解釈から言ひますと、そういうかたは適用がないと解釈されるわけでありまして、公務の性質上そういう傷害を受けたときに特別職をどうして排除する必要があるのか私にはわからないのであります。それで特別職を排除した結果はどうなるかと申しますと、昭和二十二年法律第六十七号が従来通り適用せられるようになると思ひます。そうするとその結果は又労働基準法にもとつてそういうかたは補償をしなればならぬということになりますと、非常に我々の公務員関係の法規が複雑になり、何ら利益するところはないのではないかと。

もう一つおかしなのは、この法律を讀みますと、従来と違ひまして課税の免除ということがはつきりしております。

もう一つ苦情処理というふうな問題も取上げてありますが、そういう点は一体どう解決されるつもりか、或いは單行法を出される必要があらうかとも思ひますが、非常に立法技術としてはおかしいのではないかと考へております。又法律第六十七号が生きます関係上、結局特別職の人間については權利として見られるんじゃないか。あれで見えております雇用人の扶助令のような関係で、恩惠的な考へ方、そういうものがこの法律には出ておるのであります。それが除かれるということとは

どうも法観念、或いは法体系として、当を得ない措置じやなからうか、この点一つ御審議を頂く必要があろうかと思っております。

私特に共済組合の代表といたしまして、その関係で問題がないかという中心のお話であります。御存じのように共済組合というものは保険的な性質を持つておるものでありまして、公務或いは公けであるとか、私であるとかということをお互に給付をやつております。その意味で本法との関係においては両方ダブる面が共済組合に於て来ておる。そのときに公傷病の場合にこの法律によるんだということであらうかと思つております。ですから法そのものとしては深い関連性はないと思つて、今後の各庁の仕事は共済組合でやるのが便宜であるということであらうかと思つておる。そのうち今までのこととを除外して大して問題はなからうかと思つておる。ただ人事委員会という性質で、我々は共済組合で特に困つておること、御考慮をお願いいたします。申上げたいのは、結核療養患者の問題であります。結核療養患者を今どう取扱つておるか申しますと、官において療養命令を出しますと一年間は俸給の全額を支給いたします。休養をいたします。その後は各省のやり方は俸給を半減いたしました。何年置いても現在の法律ではよろしいということになります。ところがそれを休職或いは免職ということにいたしますと共済組合の給付が始まるわけでありまして、それは本俸の八割を勤務をしなくなつた日から三日以後、三年間支給するというのが現在の建前であります。これの結

果非常に共済組合が大きな赤字を背負う結果になつておるのでありまして、と申しますのは、その休職或いは免職になつたかたは共済の本人負担がありませんが、従つて国の負担もない、共済としてはまる／＼それは持出しであるという恰好になります。その結果各省の共済組合、特に短期の組合であります。よほど赤字を出しておられます。この問題は非常に困つておる問題であります。結核というものは、これは職場病であるか或いは私の病気であるかというところは非常に問題になるわけでありまして、我々の見るところ、例えば徹夜勤務をする職場とか、そういうところにかたよつてやばいことになりまして、全然これは公務傷害でないとも言切れない面も相当あるんじゃないか。そのために一般職員が保険的観念から金を出し合つておる共済組合だけが大きな負担を受けておるということ、共済組合全体としてはいつも問題にしておる点であります。それでこれは何とか国がそういう人を見ることはできなからうか、現在業務命令を出しておられます、病気の性質上一年というようなことでは治らないということも明らかであるにもかかわらず、一年であつては半額であるということ、而も定員というものが非常に詰つておられます。療養命令が出ておる人は定員がそれだけ喰われるというところになりますために、私のほうの官庁もそうですが、どうしても官庁においては早くこれを共済のほうに廻す率が多いわけでありまして、それでこれは人事委員会全般としてお考え願ひたいのでありますが、只今私の私見を申

上げて申訳ないのですが、そういう肺結核というふうなものは一何年国が面倒を見なければならぬのかという期間の問題、もう一つはこういう人は定員外として取扱うべきではないかということが解決されると、共済の負担も相当軽くなるかと思つております。或いは現在結核予防法というものが提案されておまして、厚生省においては都道府県の財政の範囲内、厚生省令の定める範囲内において半額負担ができるんだということになつております。が、これらの条件ではなか／＼公務員にまで都道府県の恩恵が及んで来るとは考えられない。

その意味において対共済と縁が薄いかとも思いますが、この法案で是非解決を願うということではなくて、広く人事委員会として、この問題をどういう取扱われるかということをお解決して頂きますと、我々共済を担当しておる者として、非常に赤字が消えて共済制度も健全に発達するのであります。この点篤とお願ひをいたして置きたいと思ひます。簡単にございまして、思い付いたことを申上げた次第でございまして。

○委員長(木下源吾君) 次に松岡さんにお願ひいたします。

○参考人(松岡三郎君) 私ちよつと個人的な用事がありまして深く研究して参りませんでした。条文をざつと読んで単なる思付きの点ですが、お話ししたいと思ひます。私今お話ししましたように深く勉強しておりますが、むしろ法技術的な面からこの問題を考えたいと思ひます。先ずこの法律を作る必要があるかどうか、作る場合にどういう理想で作る

かという問題について感じたことを述べて見ますと、元来国家公務員が一般の労働者と違つた面があるから国家公務員法ができたわけです。ところが国家公務員がどういふ点で違ふかといひますと、これは何としても公務に従事してゐるという点が一番大きな違つた理由だと思ひますが、この違つた面が労働関係でどう反映するかという問題です。私は率直に考えますと、労働関係については公務員の特長性は何ら考えられないのではないかと。労働時間そのほかいろいろ／＼実態的な労働条件については確かに公務員の特長性があります。併し怪我をした、その怪我を補償するといふ点については一般の労働者と同じであらうか。例えば各省の次官とか局長が怪我をされた、その怪我をどう取扱うかといふ場合に、一般の労働者よりも低く取扱ふ必要は全くない、できれば公務に従事しておられるのですから、税金が許す限り多く、よりよく取扱ひたいという気持ちが我々国民にあるわけです。もつと極端な例を挙げますと、公務員の中で一番上は吉田総理大臣ですが、吉田総理大臣が週末旅行に行かれます。あれで一週間に四十八時間でありまして、規定から外されるゆゑは吉田首相の特殊な公務に基づくものだと思ひます。基準法から言へば、労働基準法四十一條の管理監督の地位に當るものだから、労働時間や普通の休日の適用がない、ただ割増賃金をもらえないだけのことです。併し吉田首相が閣議の最中の怪我をされた。その怪我をされた場合にそれをどういふふうな取扱をするかといふ点になりますと、全く特殊な考慮をする必要はない、労働者より一般的

によりよく取扱つて上げたいという気持ちだけで。さういふ点から見ますと、今度の国家公務員災害補償法案の一つの理想といふものが、さういふ見地から見ますと理想が全くないのです。この法律を作つた目的は第一條に書いてありますが、この目的の第一條をさういふ見地から一つ読んで見ますと、この法律を作つたのは、国家公務員法第九十三條から九十五條までのことです。一体国家公務員法九十三條と九十五條といふのは非常に悪い規定で、非常に杜撰だと言ひましようか、今の本質を全く知らないものだと思ひます。なぜかと言ひますと、例えば非常に技術的なものを取上げますと、九十三條、九十四條からは、これを読んで見ますと九十三條で公務員が補償される理想といふものは、公務員が怪我をしたといふ場合の損害の担保だけであります。これは労働基準法よりも低い、労働基準法の理想といふのは損害の担保ではなくて生活の補償です。なぜ公務員だけが損害の担保に過ぎないかどうか、その理由は今申上げましたように全くない。それから九十三條九十四條からの考え方から見ますと、葬祭料といふような考え方は全くないのです。葬祭料が出て来る余地はない。この九十四條は「前條の補償制度には、左の事項が定められなければならない。」といふ中で、この中には葬祭料といふ考えは全くないのです。又公務員の福祉に必要な施設といふ考え方も九十三條、九十四條からは出て来さうにならぬ。さうすると、この第一條はもうすでに嘘をついておるのです。嘘をつかない法律にしようと思ひながら九十三條、九十四條に基く法律でない法律を

作るべきである、そういう九十三條、九十四條は吹っ飛んで、今言いましたように公務員を一般労働者よりもよく取扱うようにしなければならぬ、ということが出て来ると思うのです。

そういう観点から言いますと、ここで一般職の職員と特別職と区別する必要も全く認められないのです。この九十三條、九十二條に基くからこ一般職といふことが出て来るのですが、九十二條、九十三條のことを全部考えから除きますと、一般職に限らず特別職をもできれば労働基準法よりも上の取扱をすることになるのではないかと思うのです。

それからこの第一條の考え方を見ますと、「迅速且つ公正に行い」というように書いてあります。この中には十分な補償といふことは少しもない、迅速と公正だけなんです。それでその迅速といふのは一体あとの條文の中にどこへ出て来るかといふと、これはどこにも出て来ないのです。どこへ出て来るかといふと、あえて言えば第二十四條に審査請求があつたときに、「人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い」といふその「すみやかに」といふ言葉の中に出て来るだけであります。今これを読みまして一番の感想から言いますと、怪我をして或いは死んだというときに、各省に補償してくれと言います。それで各省が補償しなかつたらどうなるか、補償しなかつたら全く審査の請求もできないのです。これは読んで見ますと、「公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定」つまりそういう決定をしなれば何も救いようがない、今までの官庁のやり方を見ると、

要求しても一年も二年も放つて置く。放つて置かれたときにどういふ訴えができるかといふと、つまり金額の決定をやらないのならやらない、という処分、或いは幾ら／＼という処分、そういう処分がなければ審査といふことの請求はできない。放つて置いてもこの審査はできるのだといふおつもりでしたら、これはそういうふうに直して頂かなければならぬのじやないかと思ふのです。今のこれは結局は行政訴訟といふ形になるのだと思ふますが、今の行政訴訟では、処分がなければ行政事件訴訟特別法で救済を求めることはできないのです。これはだから処分がない場合には不許可処分といふような解釈で行けるかどうかといふと、今の学界ではそういう解釈ではいけないとすると、このように生存権に一番関係のあることを、そのように今の自由主義の法律のほうに任しておいてよいかといふと、私はどうしても任しておけないように思ふのです。ですから若しこの場合に、速かにといふこの第一條の根本的な目的が嘘でないといふためには、二十四條をむしろ改正すべきだ、どういふように改正すべきかといふと、怪我をしたとかいうときに療養補償、或いは金を全くくれないといふときにも、異議の申立ができる、或いはくれないといふときに、例えば二週間ぐらいに何ら各省が面倒を見てくれないかといふときには、この面倒を見なかつたといふときには、この面倒を見なかつたのだとみなすといふ一項目を入れて、それで人事院に、異議の申立ができるという形にしなければ迅速といふことに空念仏、そういう法的な保障がないのだと思ふ。私言いましたように、元来労災に關しては公務員に

ついて特別な規定を設ける必要がないと思ふ。設けるとすれば一般の公務員よりよりい迅速な補償、ですから私は第一條で迅速といふ言葉を使われたと思ふのですが、この迅速といふことについて何ら法的な保障をしていないのです。又ここで異議の申立の期限のことですが、これが二十四條について、異議の申立について、明治時代に作られた訴訟法といふものが適用されるおつもりであるかどうか。若し訴訟法を適用されるつもりであるとすると私は非常に反対なのです。この面について明治時代に作られた訴訟法を検討し直されて、この規定に入れるべきではないかといふように思ひます。

それからその次に、第一條の目的は公正といふことが書かれてあります。この公正な目的、公正に災害補償をする、その公正の法的な担保がどの條文に現われているかといふ問題なのですが、この点について私は必ずしも公正な法的な担保があつて来ないような気がするので、今言いましたように、この労災については、一般労働者と特に違つた理由は殆んど見出せないといふと、この面についてむしろ公正なやり方をしようと思ふなら、労働基準局の協力を求めるような法的な構造のほうをむしろ望ましいのではないかと思ふのです。と言ひますのは、今の人事院の機構で勿論専門家はたくさんおられますが数が少い、数が少いといふことにサービスの公正に欠ける懸念があるような気がいたします。これについて何か基準局の協力を求めなくとも公正にやつて行けるのだといふおつもりだつたら、そういう何かの法的な保障をどこかの條文に附加するべ

きじやないかというように思ふのです。ただ公正という点を見ますと、基準局の協力を求めているという点は二十五條に見えようと思ふことがでけるのですが、ここで、人事院は「従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならぬ」といふことと、このときに矛盾しないようにしなければならぬといふ場合に、矛盾したらどうか、その法的な跡始末はどうするかと言ひますと、この点がはつきりわからないのです。裁判所の判決に矛盾しないといふことは、これは行政事件訴訟特別法に書いてありますから、この点も問題ない。そうすると残つたのは、審査官の決定に矛盾しないようにしなければならぬ。矛盾した場合に、例えば人事院が矛盾したことをやりますと、これは二十五條違反であるから違法な処分だ、違法な処分だとすると、行政事件訴訟特別法によつて人事院の決定を取消すといふ訴えができるかどうかという点が、問題になるわけです。この点ができるようにも思ひしでけないようにも思ふ。この点も立案者のお氣持がはつきりするならばそこに書いて頂きたいと思ひます。

それからもう一つ私は感想なんです、人事院といふのは非常にえらい役所だと思つていたら、これを見ますと、一介の審査官の決定に屈服するといふので、非常に人事院の地位が転落したような印象が起るのです。この点がどうもい／＼な感想を抱かれるので、この点もあとに誤解の起らないようにはつきりして頂きたい。どちらで

もいいと思うのですが、はつきりして頂きたいと思ひます。

それからあと多少思ひつきで、小さい字句の面を伺ひますと、六條の「国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」といふ場合に、損害賠償の請求権といふような問題ですが、この請求権を公務員が放棄したらどうか。つまりどうせ国からもらえるのだから、第三者と話合つてこの請求権を放棄したといふような場合の跡始末が、基準法を運用して見ると、この問題があらわらちで問題になつておる。とするとここで一つその基準法の経験を活かして、何かはつきりした法律的な措置が必要だといふような気がいたします。

それから又小さい問題を言ひますと、十四條ですが、「職員が重大過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わなければならない。」この場合に「重大な過失」ですが、故意の場合はどうか。故意に自分が怪我したという場合には、休業補償がもらえるのかという疑問が当然出て参ります。重大な過失の場合にももらえないのだが、故意の場合にももらえるといふことはおかしい。重大な過失の場合にももらえないとすると、故意の場合にももらえないのは当然だといふように解釈を恐らく立てられるかも知れませんが、頭の固い裁判官は反対解釈をやる、重大な過失によつては休業補償はできないのだけれども、故意による場合は書いてないから、故意の場合にはもらえるのだと

いうように裁判するのが、概念法学をやつてゐる裁判官の中にいますから、こういう点もはつきりして頂きたいと思ふのです。

それからその次の十六條のほうは、前條に規定する職員の遺族補償の問題ですが、その場合に第一号として配偶者というのがあります。その配偶者の中に包括して婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」ということについてですが、ここで、配偶者というのは婚姻届を出したものです。ところが結婚届を出しながら、その奥さんを面白くないというので、届出だけはそのまゝにしてほかの女性と事実上の婚姻関係を長い間しているという場合は、その人が死んでしまつたという場合に、一体もらえるのは何年も一緒にいらない名義上の配偶者なのか、或いは事実上何年も一緒にいる配偶者なのか、この点がはつきりいたしません。それから又事実上の婚姻の関係でも、中に非常に浮気な者がいる、公務員が皆道徳家であるというわけでもない。そうすると事実上の婚姻関係をたくさんやつてゐるといふときに、誰が一体もらえるのかといふこともはつきりいたしません。それから又事実上の婚姻関係といふのは、一体何であるかといふ問題で、私この場合には事実上の婚姻関係といふのは、やはり單なるいわゆる肉體関係ではなくて、夫の収入によつて生活を維持している者、つまり第二号、あの思想がこの中に入るのじやないかと思ふのです。そうするとこの点も、はつきりそうでないといふれば、そうでないといふことも書いて頂きたいのですが、いづれにしても法律上はつ

きりしないのです。この点が氣にかかつております。

ほかに細かい点がまだ多少残つておりますが、一応私の思ひつきはその程度でございます。

○委員長(木下源吾君) じゃ委員諸君で御質問がありましたら、一つお願いします。

それではお諮りしますが、川島専門員の発言を許可することに御異議ございませんか。

○委員長(木下源吾君) 川島君。

○委員長(木下源吾君) 山内さんにちよつと伺いたいと思ひますが、大分実際の御状況に通じておられるようでありますが、この公務災害の場合に、医師の認定によつてその等級をきめることが多いと思ひますが、そういう場合に、その医師がいろいろの觀察からして、随分同一程度の災害とか疾病とかに對して、かなり違つた認定をするといふようなことは、事実上ありますでしょうか。余りそういう点はないのですか。

○参考人(山内公猷君) 余りそういう点を聞いたことはございませんのですが、私主として今までの経歴は鉄道関係におつたものですから、その点から鉄道病院のお医者さんですから、余り私のほうではそういう問題はないのですが、ほかのほうはどうか知りません。

○委員長(木下源吾君) ほかにございませんか。

○参考人(西孝雄君) 今の点について国鉄では今度人事協約を結ぶことになつております。そうした場合の認定を、直接直営医療機関の医師は信頼で

きるにいたしましたも、労使間においてはやはり使用者に立つ医者である、こういう見解から一方的な、今先生の言われたところの認定をされる虞れがある、そういう懸念があるので、直営医療機関の医師だけでなく、一般の職員が頼んで来たところの医者、部外の医者、この両方の立会の下に認定する、こういうふうなことによつて、人事のそういう身体障害の認定をする、こういうふうな私たちは考へて今協約で実施しつゝある、こういう状態であります。

○委員長(木下源吾君) では参考人諸君は、本日は誠に有難うございまして。大変どうもいろいろ有益な御意見を聞かして頂きまして、これで本日は終りたいと思ひます。どうも有難うございました。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後二時三十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 木下 源吾君
理事 加藤 武徳君
千葉 信君

委員 西川 甚五郎君
森崎 隆君
紅露 みつ君

政府委員 人事院事務総 瀧本 忠男君
人事院事務局長 局給與局長 慶徳 庄意君
人事院事務次長 局給與局次長 局給與局側 川島 孝彦君
常任委員 会専門員

常任委員 熊野御堂定君
会専門員

参考人 国家地方警察本部 種村 一男君
人事課 国地方警察署 西 孝雄君
日本官公庁労働組合協議会代表 城 千尋君
代表執行委員長 林野庁労働厚生課 保谷 清君
共済組合代表連 山内 公猷君
輸省人事課長 明治大学教授 松岡 三郎君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、三重県丹生川村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二二七号)

一、三重県治田村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二二八号)

一、三重県中里村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二二九号)

一、三重県阿下喜町の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三〇号)

一、三重県東藤原村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三一号)

一、三重県石榑村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三二号)

一、三重県古美村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三三号)

一、三重県野登村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三四号)

一、三重県椿村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三五号)

一、三重県關町の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三八号)

一、三重県孤野町の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二三九号)

一、三重県白川村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四〇号)

一、三重県加太村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四一号)

一、三重県加太村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四二号)

一、三重県加太村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四三号)

一、三重県名張町の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四四号)

一、三重県朝上村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四五号)

一、三重県立田村の寒冷積雪地手当に關する請願(第一二四六号)

一、北海道名寄町の地域給に關する請願(第一二四七号)

一、電気通信職員訓練所東京第一学園移転に伴う神代村の地域給に關する請願(第一二四八号)

一、新恩給法制定に關する請願(第一二四九号)(第一二六〇号)(第一二六二号)(第一二六三号)(第一二六四号)(第一二六五号)

一、広島県大竹町の地域給に關する請願(第一二五二号)

一、熊本県山鹿町の地域給に關する請願(第一二五三号)

一、滋賀県大津市の地域給に關する請願(第一二六〇号)

一、佐賀市の地域給に關する請願(第一二六三三号)

請願(第一一六六号)
一、兵庫縣新井村の地域給に関する請願(第一一六七号)
一、兵庫縣沼貫村の地域給に関する請願(第一一六八号)
一、兵庫縣小川村の地域給に関する請願(第一一六九号)
一、兵庫縣黒井町の地域給に関する請願(第一一七〇号)
一、兵庫縣吉見、竹田両村の地域給に関する請願(第一一七一号)
一、兵庫縣和田村の地域給に関する請願(第一一七二号)
一、兵庫縣久下村の地域給に関する請願(第一一七三号)
一、兵庫縣生郷村の地域給に関する請願(第一一七四号)
一、高知縣後免地区の地域給に関する請願(第一一七五号)
一、鳥取縣の地域給に関する請願(第一一七六号)
一、北海道天塩町の地域給に関する請願(第一一七七号)
一、広島縣可部町の地域給に関する請願(第一一七八号)
一、千葉縣柏町の地域給に関する請願(第一一七九号)
一、香川縣土庄町の地域給に関する請願(第一一八〇号)
一、香川縣宇多津町の地域給に関する請願(第一一八一号)
一、香川縣坂出市の地域給に関する請願(第一一八二号)
一、兵庫縣香住町の地域給に関する請願(第一一八三号)
一、兵庫縣宝塚地区の地域給に関する請願(第一一八四号)
一、福岡縣久留米市の地域給に関する請願(第一一八五号)

一、福岡縣筑紫郡の地域給に関する請願(第一二〇六号)
一、佐賀縣武雄町の地域給に関する請願(第一二〇七号)
一、宮崎縣の地域給に関する請願(第一二〇八号)
一、愛知縣岩津町の地域給に関する請願(第一二〇九号)
一、神奈川縣相模原町の地域給に関する請願(第一二一〇号)
一、三重縣一身田町の地域給に関する請願(第一二一一号)
一、福岡縣新宮村の地域給に関する請願(第一二一二号)
一、兵庫縣鳴尾村の地域給に関する請願(第一二一三号)
一、滋賀縣八日市町の地域給に関する請願(第一二一四号)
一、山口縣内日村の地域給に関する請願(第一二九五号)
一、岐阜縣高山市の地域給に関する請願(第一二九〇号)
一、福岡縣宗像郡の地域給に関する請願(第一三〇〇号)
一、山梨縣石和町の地域給に関する請願(第一三〇一号)
一、宮城縣塩釜市浦戸地区の地域給に関する請願(第一三〇七号)
一、岡山縣玉野市の地域給に関する陳情(第一三三三三号)
一、埼玉縣の地域給に関する陳情(第一三六〇号)

紹介議員 千葉信君
三重縣丹生川村は、冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、産業上、生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一二八号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣治田村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣員弁郡治田村長 小森太郎外一名
紹介議員 千葉信君
三重縣治田村は、冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、産業上、生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一二九号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣中里村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣員弁郡中里村長 伊藤紫朗外一名
紹介議員 千葉信君
三重縣中里村は、冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、産業上、生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

紹介議員 千葉信君
三重縣阿下喜町は、冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、産業上、生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一三〇号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣阿下喜町の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣員弁郡阿下喜町長 松本留雄外四名
紹介議員 千葉信君
三重縣最北端東藤原村は、藤原岳の東ろくに位し、冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間的光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価高であるため給與生活者はその生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一三二号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣石榑村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣員弁郡石榑村長 神谷長一外三名
紹介議員 千葉信君
三重縣石榑村は、鈴鹿山脈北部の山ろくに位し冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、産業上、生活上こうむる影響が甚しいと給與生活者は生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

日受理
三重縣古美村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣桑名郡古美村長 伊藤馨外二名
紹介議員 千葉信君
三重縣古美村は、多度山脈の山ろくに位し冬季気温寒冷の地であるため、産業上、生活上非常に悪条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一三四号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣野登村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣鈴鹿郡野登村長 山本六郎外三名
紹介議員 千葉信君
三重縣野登村は、鈴鹿山脈の山腹に位し、冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、年間的光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者はその生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。
第一一三五号 昭和二十六年三月三日受理
日受理
三重縣椿村の寒冷積雪地手当に関する請願
請願者 三重縣鈴鹿郡椿村長 池田光治郎外四名
紹介議員 千葉信君
三重縣椿村は、鈴鹿山脈のふもとに位し、交通の便悪く、とくに冬季積雪は最深五十センチにも及び、一方風が極めて強く、戸締をしていてさえ室内廊

下が砂塵で埋められる程であるから、それら悪条件を克服して職務を遂行している同村在勤の公務員に、寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一三六号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
紹介議員 千葉信君
藤井八郎外二名

三重県阿波村地方は、鈴鹿山脈の延長に当る高原地帯にある山間部落で積雪寒冷がはげしいため、防寒、被服等に多大の消費を要するから、同村を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一一三七号 昭和二十六年三月三日受理
三重県玉流村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村玉流村長
紹介議員 千葉信君
木津善兵衛

三重県玉流村は、平均気温零下五度、積雪量最高七十センチの寒冷地で、その上鈴鹿おろしと伊吹おろしのため村民は冬季間ほとんど野良仕事もできない特殊地域であるが、公務員は、職務上やむを得ず通勤している有様であるから、同村を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一一三八号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
猪野金之助外二名

請願者 三重県阿波村長
猪野金之助外二名

第一一四〇号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

阿波村は、三重県の西部山岳地帯に孤立した村で、四面山に囲まれている高地のため、年間を通じて気温低く、冬季の平均気温は零下一度、しかも県内きつての高湿度地であるから、同村を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一一三九号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
矢野貞男外四名

三重県阿波村は、鈴鹿山脈を控える寒冷地に位し、しかも山ろく地帯のため、日照時間が短くとりわけ冬期における強風は農作物の収穫はもと論生活全般に影響を與えているから、当町を寒冷積雪地手当支給地に指定せられたいとの請願。

第一一四〇号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
土井貞一外四名

三重県阿波村地方は、鈴鹿山脈北部の山ろくに位し冬季積雪量多く気温寒冷の地であるため、産業上、生活上にこわむる影響いじりしく、給與生活者は、生活上非常に悪い条件下にあるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四三三号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
高野幹夫外三名

三重県阿波村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四二二号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

三重県阿波村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
張中學校内 道浦一夫 外七十六名

三重県阿波村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
張中學校内 道浦一夫 外七十六名

三重県阿波村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県阿波村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県阿波村長
張中學校内 道浦一夫 外七十六名

三重県の最北端に位する朝上村は、既に寒冷積雪地として指定を受けた滋賀、岐阜両県と境を接しており、鈴鹿山ろくに在るため、冬期は寒風吹きすさびまた積雪量も多いため、当地在住の公務員は、生活費の膨脹等により困難な生活を続けているから、本村を寒冷積雪地指定せられたいとの請願。

第一一四六号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

三重県朝上村は、鈴鹿山脈の山ろくに位し冬季積雪量多く、気温寒冷の地であるため、年間の光熱費および衣料費の出費が多く、加うるに物価は最近急騰し、給與生活者は、その生活維持に苦しんでいるから、同地の官公庁職員に対し寒冷積雪地手当を支給せられたいとの請願。

第一一四四号 昭和二十六年三月三日受理
三重県朝上村の寒冷積雪地手当に関する請願

請願者 三重県朝上村長
三輪久一外二名

の特殊事情を検討の上、北海道名寄町を地域給支給地に指定せられたとの請願。

第一一四八号 昭和二十六年三月三日受理

電気通信職員訓練所東京第一学園移転に伴う神代村の地域給に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町回田二、四五四電気通信職員訓練所東京第一学園支部内 阿部徳寧

紹介議員 千葉信君

電気通信職員訓練所東京第一学園は、これまで東京都北多摩郡東村山町回田に所在していたが、今度東京都北多摩郡神代村入間に移転することとなつたので、これに伴う勤務地手当の級地を、(一)勤務員の大部分が東京都区内からの通勤者であること、(二)勤務地手当の格下げによつて教官の詮衡が困難である、(三)地理的に都区内である世田谷区成城町より十数メートルであるため、消費物価は都区内と変らな

い、(四)近くに官公署がないので地への影響が少い等の理由により特地に指定せられたとの請願。

第一一四九号 昭和二十六年三月三日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 盛岡市大沢川原小路八八岩手県退職公務員連盟会内 三田地勘治郎 外十八名

紹介議員 小笠原二三男君
公務員をして、職務に専念し、全生涯を公僕として終始させるためには、老

令退職後の生活安定を保障することが肝要である。しかるにさきになされたロバート・マイヤーズ氏の日本国政府職員の恩給制度に関する報告は新らしい民主的公務員制度の確立にふさわしいものであるから、すみやかに右報告の法制実現化を図られたいとの請願。

第一一六一号 昭和二十六年三月五日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 千葉市吾妻町千葉恩給受給者連盟内 相村辰之助外二十名

紹介議員 山崎恒君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

第一一六二号 昭和二十六年三月五日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡船津村五六三 水谷万次外百四名

紹介議員 赤木正雄君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

第一一二三三号 昭和二十六年三月六日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 兵庫県加東郡社町田中堀内喜代治外二百七名

紹介議員 小野哲君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

新恩給法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市御崎町清水巴之介外十九名

紹介議員 小宮山常吉君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

第一三二二号 昭和二十六年三月九日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 兵庫県印南郡米田町米田六七七 松本郁三外百四十六名

紹介議員 藤森眞治君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

第一一五二二号 昭和二十六年三月三日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大竹町長二階堂哲朗外十六名

紹介議員 岩沢忠恭君 楠瀬常猪君
広島県大竹町は、商工業都市として飛躍的發展の途上にあるが、生活必需品の大部分を広島市および関西、四国、九州方面からの移入に依存しているため、物価は広島市よりもむしろ高率を示している現状であるから、今回の地域給支給区域の改訂に当つては当該町を広島市と同等の一割五分支給地に指定せられたとの請願。

第一一五三三号 昭和二十六年三月三日受理

新恩給法制定に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡山鹿町長松村弘外二名

紹介議員 深水六郎君 内村清次君 矢嶋三義君
熊本県山鹿町は、県下第一の人口密度を示し、周辺の各町村を加えずでに都市の形態を備えている純消費地であり、また隣県福岡との県境の要所にあるため、連日福岡、久留米、大牟田各都市からの遊客あるいは慰安厚生のための来訪者が多く、県下随一の物価高を示しているから、今回の地域給改訂に当つては当該町を一割支給地に指定せられたとの請願。

第一一六〇号 昭和二十六年三月三日受理

滋賀県大津市の地域給に関する請願

請願者 京都市東山区本町七條下ル東入辰巳町 大山綱隆

紹介議員 木下源吾君
滋賀県大津市の物価は、物によつて京阪神三市と変らないか、あるいは若干割安のものもあるが、大体において五パーセント乃至十パーセント割高になつてゐるから、今回の地域給改訂に当つては当該市を東京、大阪、京都と同率に指定せられたとの請願。

第一一六三三号 昭和二十六年三月五日受理

佐賀市の地域給に関する請願

請願者 佐賀市長 野口能敏外一名

紹介議員 杉原荒太君 深川榮左エ門君 大隈信幸君
佐賀市は、県庁所在地として政治、産業、交通、文化の中心都市であり、福岡、長崎両県各都市との交通が便利のため、これら諸都市との交流がひん繁

で、各種消費物価もこれらの都市に倣りなく、衣料を始めとする日用品は往福岡市より高い実情にあるから、同市の地域給を甲地に指定せられたとの請願。

第一一六四号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県柏原町の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡柏原町長 田村昌義外六名

紹介議員 小泉秀吉君
兵庫県柏原町は、交通の便が良いため、近時阪神地区からの買出し人が激増して各種物価をつり上げたため、当地在勤の公務員は困難な生活を續けているから、級地改訂に当つては三級地に指定せられたとの請願。

第一一六五号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県上久下村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡上久下村上久下中学校内 林美男

紹介議員 小泉秀吉君
兵庫県上久下村は、山陰山陽両地区の中間に位し、機業地西脇を控えているため、日用雑貨、海産物等がいちじるしく高価であり、しかも村内に福知山線の下流駅があるため、阪神方面の物価高があらゆる生活に影響し、地続きの隣村久下村および柏原町は早くから乙地に指定されている等、当地方の特殊事情を検討せられ、上久下町を四級地に指定せられたとの請願。

第一一六六号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県成松町の地域給に関する請願

請願者 兵庫県成松町

紹介議員 兵庫県成松町

請願者 兵庫県水上郡成松町長

紹介議員 田中弥三郎外三名

兵庫県成松町は水上郡の商工業の中心地として、また京阪神および但馬、丹後、播磨等に通ずる三丹の要衝として物資交易の中心地である。従つて京阪神地方および但馬、丹後、播磨地方との来往も繁しく、一般物価もこれらの地方の影響を受けて高騰し、近隣西脇町、篠山町、柏原町と何等変るところがなく、かえつて高い実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を三級地に指定せられたいとの請願。

第一一六七号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県新井村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡新井村長

紹介議員 田口猪之助外二名

兵庫県新井村は、柏原町、久下村に近接しており、また生活物資のほとんどを柏原町において購入している有様で、同村は、柏原町と不離一体の關係にあるから、地域給を柏原町と同様二級地に指定されたいとの請願。

第一一六八号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県沼貫村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡沼貫村長

紹介議員 戸倉誠司外四名

兵庫県沼貫村は、成松町、柏原町に近接し、西脇町との交通路に當つてゐるので、農村であつても生活物資の価格が高く、とくに食料品等はかえつて、市街地より高い有様で同村所在の官公

庁職員的生活は困窮しているから、地域給支給地の指定に當つては、同村を三級地に指定されたいとの請願。

第一一九九号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県小川村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡小川村長

紹介議員 横山吉兵衛外三名

兵庫県小川村は、西脇町の近接区域であり、また阪神姫路地方との交易も盛んであり、同地方への通勤者も多いから地域給支給地の指定に當つては同村を二級地に指定されたいとの請願。

第一一七〇号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県黒井町の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡黒井町長

紹介議員 大山常太郎外二名

兵庫県黒井町は、国鉄福知山線はじめ各種の交通機関に恵まれており、阪神地区へ二時間、福知山市へは僅々三十分で往復できる距離にあるため、これらの都市からの買出し客によつて各種物価が高騰し、生活費はほとんど前記各都市と異なるところがない。従つて当地在勤公務員の家計困難は日々に加わる実状にあるから、級地改訂に當つては当町を三級地に指定せられたいとの請願。

第一一七一号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県吉見、竹田両村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡吉見村長

紹介議員 小泉秀吉君

兵庫県吉見、竹田両村は、国鉄福知山線はじめ各線の交通に恵まれており、阪神地区へ二時間、福知山市へは僅々三十分で往復できる距離にあるため、これらの都市からの買出し客の激増とやみ取引の跳りにより一一般物価はもと論地元農産物価等も高騰し、諸給與に恵まれない本地区の公務員は悲惨な生活をいとなんでいるから、級地決定に當つては本地区を三級地とせられたいとの請願。

能勢村次外三名

紹介議員 小泉秀吉君

兵庫県吉見、竹田両村は、国鉄福知山線はじめ各線の交通に恵まれており、阪神地区へ二時間、福知山市へは僅々三十分で往復できる距離にあるため、これらの都市からの買出し客の激増とやみ取引の跳りにより一一般物価はもと論地元農産物価等も高騰し、諸給與に恵まれない本地区の公務員は悲惨な生活をいとなんでいるから、級地決定に當つては本地区を三級地とせられたいとの請願。

第一一七二号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県和田村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡和田村長

紹介議員 植野謙次郎外四名

兵庫県和田村の薪炭、野菜を除いた生活必需品は、近接西脇町、篠山町および阪神地方に比較してはなほ高価であつて水上郡内の最高を示している実情であるから、今回の地域給改訂に當つては当村を一割支給地に指定せられたいとの請願。

第一一七三号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県久下村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡久下村長

紹介議員 和田佐太郎外五名

兵庫県久下村の薪炭、野菜を除いた生活必需品は、近接西脇町、篠山町および阪神地方に比較してはなほ高価な実情であるから、今回の地域給改訂に當つては当町を二割支給地に指定せられたいとの請願。

られたいとの請願。

第一一七四号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県生郷村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県水上郡生郷村長

紹介議員 小林作治外五名

兵庫県水上郡の中央に位置する生郷村は、郡内新興経済の中心地として発展しつつあるが物価は阪神地方の影響を受けて近接福知山市よりも高価な実情にあるから今回の地域給改訂に當つては当村を三級地に指定せられたいとの請願。

第一一七五号 昭和二十六年三月五日受理

高知県後免地区の地域給に関する請願

請願者 高知市丸ノ内四 西川 美水

紹介議員 入交太蔵君 寺尾豊君 西山亀七君

高知県後免地区は、高知市に接統し、日常必需品の大半を同市に依存している關係で、生活費のこの騰貴を追いつ、俸給生活者の困窮は憂慮すべき現状にあるから、勤務地手当の改訂に際しては当地を四級地に指定せられたいとの請願。

第一一七六号 昭和二十六年三月五日受理

鳥取県の地域給に関する請願

請願者 鳥取県副知事 鈴木武

紹介議員 木下源吾君

今回の地域給改訂に際し、鳥取県の現在指定地域である鳥取市外三地域は新指定地域より除外される由であるが、

当県は他県に比して物価の値下りが少く、最近においては全国有数の物価高を示している実情であるから、当県の地域給について善処せられたいとの請願。

第一一七七号 昭和二十六年三月五日受理

北海道天塩町の地域給に関する請願

請願者 北海道天塩郡天塩町 蓼沼近蔵外七名

紹介議員 木下源吾君

北海道天塩町は、一年の三分の二は嚴寒の多であつた衣料、食料のカロリ等において他地区以上の経費を要し、加ふるに物価高のため公務員は最低生活の維持すら困難な状態にあるから、今回の地域給改訂に當つては当町の実情を考慮せられたいとの請願。

第一一七八号 昭和二十六年三月五日受理

広島県可部町の地域給に関する請願

請願者 広島県安佐郡可部町 宮地克巳外二十二名

紹介議員 山田節男君

広島県可部町は、県北部地方の交通、経済上の要衝として古くから発達した町であるが、戦時中の開者、戦災者、海外引揚者等の転入により人口が激増したため、従来消費地であつた当町の諸物資の需給は極めて困難となり、物価高は広島をしのぐ状態であるから、今回の地域給改訂に當つては当町を三級地と指定せられたいとの請願。

第一一七九号 昭和二十六年三月五日受理

千葉県柏町の地域給に関する請願

請願者 千葉県柏町長

紹介議員 小泉秀吉君

千葉県柏町は、成松町、柏原町に近接し、西脇町との交通路に當つてゐるので、農村であつても生活物資の価格が高く、とくに食料品等はかえつて、市街地より高い有様で同村所在の官公

請願者 千葉県柏町柏駅内 浅草勇吉外十三名

紹介議員 片岡文重君

柏町は千葉県の西北部に位し、松戸市を経て東京都に連接しており、当地方の農産物はすべて東京方面に吸収され、工業物は東京方面からの供給を仰いでいる関係上生活物資は東京都より高い状態であるから、今回の地域給改訂に当つては市川市並に指定せられたいとの請願。

第一一八〇号 昭和二十六年三月五日受理

香川県土庄町の地域給に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町食糧公団小豆支所内 高橋時治外二十二名

紹介議員 森崎隆君

香川県土庄町は、主食その他の生活必需品の大部分を阪神地方に依存しているため、諸物価は阪神と同等程度の高率を示している実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町の地域給引上げを実現せられたいとの請願。

第一一八一号 昭和二十六年三月五日受理

香川県宇多津町の地域給に関する請願

請願者 香川県綾歌郡宇多津町長 平田三太郎外六名

紹介議員 森崎隆君

香川県宇多津町は、製塩業の盛んな純消費地であつて生活必需品等はすべて阪神地方から流入しており、物価も高松、丸亀、坂出三市と同一であるばかりでなく、一部の物資はむしろ高価な実情であるから、今回の地域給改訂に当つては当町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一一八二号 昭和二十六年三月五日受理

香川県坂出市の地域給に関する請願

請願者 香川県坂出市林田町熊本一義外五百五十三名

紹介議員 森崎隆君 平井太郎君 深川タマエ君

香川県坂出市は、現行一割の地域給を五分に引き下げられ、さらに伝えられるところによれば総理府統計局が実施した特別C・P・Sの結果を基として五分の地域給も切り捨てになる由であるが、この調査対象が都市を適確に代表する世帯ではないばかりか、昨年五月と現在の状況を同一視することは不合理であつて、その後の経済状況は朝鮮動乱その他の原因により当市の物価指数は他地域に比して相当高くなつていから、従前通り一割支給地とせられたいとの請願。

第一一八三号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県香住町の地域給に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡香住町石川武夫外四名

紹介議員 佐々木良作君

兵庫県香住町は、裏日本とくに山陰屈指の漁業根拠地であるが、主食はもろい雑穀、その他副食、衣料、燃料、機械製品等はほとんど他地域からの移入に依存しており、しかも生産地が概して遠距離であるため必然的に物価高となつてい実情にあるから、今回の地域給改訂に当つては、従来通り一割支給地とせられたいとの請願。

第一一八四号 昭和二十六年三月五日受理

兵庫県宝塚地区の地域給に関する請願

請願者 兵庫県武庫郡長元村鹿塩字原條 西垣善治外五百四十五名

紹介議員 山縣勝見君

兵庫県宝塚地区は、西宮、尼崎、伊丹三市に接し、京阪神間一流の観光遊覽地として特殊な都市形態をなし、物価も前記諸都市より二、三割高となつてい現状である。しかるに地域給については、前記諸都市が特別地域であるのに反して当地区が甲地域であるため、学校その他の官公署職員の人事交流等に支障をきたすばかりでなく、当地在住の公務員はいずれも生活苦に悩んでいから、級地改訂に当つては是非とも当地区を五級地域とせられたいとの請願。

第一二〇五号 昭和二十六年三月六日受理

福岡県久留米市の地域給に関する請願

請願者 福岡県久留米市役所内地域給対策協議会内主計員二外八名

紹介議員 團伊能君

久留米市は、甲地として百分の二十の地域給を支給されているが、これは既に今日においては完全なる生活給の一部であつて給與ベースの改訂に関連してこれを引き下げる如きは本市の実情を無視するものであり、ついでに地方公務員の生活を脅かし、国家の末端行政ならびに地方自治行政に至大の影響を與えるものであるから、本市の地域地は現行通り百分の二十とせられたいとの請願。

第一二〇六号 昭和二十六年三月六日受理

福岡県筑紫郡の地域給に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡山家村浦之下二、九七五全官公署協議会内 大隈末夫

紹介議員 團伊能君

福岡県筑紫郡は、福岡市の後背地として同市と不離一体をなし、福岡工業地帯の中核となつてい。同地区はさらに警察学校や警察予備隊の駐屯地としてさながら予備隊の街の観を呈し、人口の増加とともに物価の値上りは大きく、当地に在勤する公務員の生活を脅かしてい現状であるから、級地の決定に当つては、本地域の特殊事情を考慮して特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一二〇七号 昭和二十六年三月六日受理

佐賀県武雄町の地域給に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡武雄町長山口直基外一名

紹介議員 杉原荒太君

佐賀県武雄町は、九州屈指の温泉郷で交通の便良く、四季遊客の絶えることがない上、昨春競輪場が設置されたため、遊覽湯治客の数は増加の一途にある。一方周辺に杵島炭坑を始め中小六炭坑を控えているため、生活必需品はいちじるしい高価を示しており、すべての物資を福岡、佐賀、佐世保等の各市より移入する関係上、これら諸都市の影響が大きいから、同町の地域給決定に際してはC、P、Sの算出について再検討を加えられたいとの請願。

第一二〇八号 昭和二十六年三月六日受理

宮崎県の地域給に関する請願

請願者 宮崎県知事 安中忠雄 紹介議員 竹下豊次君 三輪貞治君

人事院は近く地域給改訂について政府に勧告することであるが、この勧告案によると宮崎県の各地区は降率または、既得権が削減するように考えられるが、かくては本年実施された新給與と、旧六・三ベースと実質的に変わりなくなり、加うるに朝鮮動乱に伴う物価の上昇、また本県の特産性である台風災害によつて、給與生活者は最低水準の生活さえ維持することが困難となるから、宮崎県下各地区の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一二〇九号 昭和二十六年三月六日受理

愛知県岩津町の地域給に関する請願

請願者 愛知県額田郡岩津町岩津中学校内 権田鹿三郎外八名

紹介議員 竹中七郎君

愛知県岩津町は、岡崎市の北部市街地に隣接する半商半農の町であり、町民の生計状態は岡崎市と何等異なるところがなく、物価はかえつて高価な現状であるため、人事交流については地域給差の関係で当町への勤務者がなく、ことに教育面に多大の影響を及ぼし町村文化の発展と教育の向上に非常な障害となつていから、当町の地域給を岡崎市と同様とせられたいとの請願。

第一二二三号 昭和二十六年三月六日受理

神奈川相模原町の地域給に関する請願

請願者 神奈川相模原町相模原町上藤二、七六九相模原地域給対策委員会

内 高橋幸一外三十四名

紹介議員 三木治朗君

神奈川相模原町は、総人口の約半数以上を消費階層が占め、しかも戦災を免れたため東京、横浜、川崎方面からの移住者が多く、ことに県営、町営住宅の建設により人口はますます増加の傾向を示し、物価は横浜、川崎、東京を上回りさらに進駐軍関係者の出入が多いため物価はさらに上昇しつつあるから、今回の地域給改訂に当つては当町を四級地に指定せられたいとの請願。

第二四四号 昭和二十六年三月七日受理

日受理

三重県一守田町の地域給に関する請願

請願者 三重県河芸郡一守田町長 辻孝一郎外七名

紹介議員 吉田法晴君

三重県一守田町は、津市に隣接し、地理的にも経済的にもほとんど津市の一部をなしている。したがって給料生活者の生活も、両市町間においては同様の條件に置かれていゝにもかかわらず、津市の地域給には乙地、同町が丙地となつてゐるのは、はなはだしく不合理であるから、地域給を津市と同様乙地に引き上げられたいとの請願。

第二四二号 昭和二十六年三月七日受理

日受理

福岡県新宮村の地域給に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡新宮村八四〇新宮無線送信所内

高口彦一

紹介議員 吉田法晴君

福岡県新宮村は、福岡市の近郊に位置して、福岡市の住宅地帯を形成しているため、消費生活においては、何ら同市と相違がない実状であるから、今回の級地決定に当つては本村を福岡市と同等に指定せられたいとの請願。

第二四三三号 昭和二十六年三月七日受理

日受理

兵庫県鳴尾村の地域給に関する請願

請願者 兵庫県武庫郡鳴尾村郵便局内 浜八郎外五名

紹介議員 松浦清一君

兵庫県鳴尾村は、物価の最高をゆく大阪、神戸両都市の中間に位し、住民の大半は両市に勤務する勤人の住宅地であり、交通機関の四通八達により両市間とは生活面において何ら異なるところがない実状であるから、級地決定に当つては、本村を五級地に指定せられたいとの請願。

第二二九二号 昭和二十六年三月七日受理

日受理

滋賀八日市町の地域給に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡八日市町長代理 山本三生外十二名

紹介議員 村上義一君

八日市町は、滋賀県の湖東平野の中心地として各種の交通機関に恵まれてゐるため、京阪神方面からの買出人が多く従つて、京阪神の物価と直結しているため、本町住民の生活は前記都市に生活する市民と大差ない現状であるから、級地決定に当つては、従来の乙地から甲地に引き上げられたいとの請願。

第二二九九号 昭和二十六年三月八日受理

山口県内日村の地域給に関する請願

請願者 山口県豊浦郡内日村長大田三郎

紹介議員 木下源吾君

山口県内日村は、不閉市に接統しているため、閉門地区の物価の変動を直ちに反映して、一般消費者なかでも公務員の生活環境はきわめて不遇な状態におかれてゐるから、級地決定に当つては本村を下閉同等に指定せられたいとの請願。

第一三〇〇号 昭和二十六年三月八日受理

日受理

岐阜県高山市の地域給に関する請願

請願者 岐阜県高山市長 日下部礼一外二名

紹介議員 荒木正三郎君

昭和二十五年法律第九十五号第十二條第三項の規定に基き、勤務手当の支給地域の区分に関する法律の制定に当つては、高山市の特殊事情を考慮してその支給割合を百分の二十に指定せられたいとの請願。

第一三〇一号 昭和二十六年三月八日受理

日受理

福岡県宗像郡の地域給に関する請願

請願者 福岡県宗像郡東郷町地方事務所内 井上要象外二名

紹介議員 吉田法晴君 小松正雄君

福岡県宗像郡は、特甲地福岡市および甲地筑豊地区にかこまれてゐるため、物価は極めて高いのであるが、郡内十五箇町村の内僅か四町一村が乙地に指定されているだけで極めて不公平な取扱を受けてゐる。しかるに当地区に北九州五市へ約五十分、福岡市へ四十分の通勤区域にあるため、これら諸都市への通勤者が多く、地理的経済的にも、物価高の要因をなしているから、当郡内鹿兒島本線沿いの町村に対する地域給指定を特に考慮せられたいとの請願。

第一三〇六号 昭和二十六年三月八日受理

日受理

山梨県石和町の地域給に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町電気通信職員訓練所石和学園内 内藤勉外二十三名

紹介議員 平林太一君

石和学園は元甲府市桜町に所在していたが、戦災により市外石和町に移転して現在に至つてゐる。しかして本学園に通勤する教職員はほとんど甲府市内から通勤しておりまた事業の特殊性から教官の人事交流が頻繁に行われなければならないにもかかわらず地域差が障壁となつて甲府市内の事業官庁からの教官の採用が極めて困難であつたため、昭和二十三年十一月よりやく甲府市と同等の地域給に指定されたのであるから、今回の地域給改訂に当つては従前通り甲府市と同等に取り扱われたいとの請願。

第一三〇七号 昭和二十六年三月八日受理

日受理

宮城県塩釜市浦戸地区の地域給に関する請願

請願者 宮城県塩釜市浦戸中学校内 高橋鑾治外十九名

紹介議員 岩間正男君

宮城県塩釜市浦戸地区は、松島湾内の寒風沢、桂島、野々島、朴島の四島からなる孤島で、昭和二十五年四月塩釜市に合併されたが、物価も生活費も塩釜市より二割以上高く地域給および地手当の支給がないため、当地区在住教職員の生活は窮乏の極にあり、当地区の教育発展はおろか崩壊さへも危ぶまれる現状であるから、今回の地域給改訂に当つては当地区を塩釜市以上の地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二四三三号 昭和二十六年三月五日受理

日受理

岡山県玉野市の地域給に関する陳情

陳情者 岡山県玉野市長 太田尚衛

玉野市は、地理的、経済的環境が京阪神ブロックに含まれ、日常消費物資をこれらの地区に依存する関係で生活費が非常に高く加えて本市民の大部分を従業員とする三井造船玉野製作所の九千三百円ベースが影響して公務員の生活を窮地に追い込んでゐるから、本市の地域給を引上げを實現せられたいとの陳情。

第二六〇号 昭和二十六年三月八日受理

日受理

埼玉県地域給に関する陳情

陳情者 埼玉県副知事 飯塚英助外二十三名

昨年十二月二十七日法律第二九九号により、勤務地手当をその支給率により、一級地より五級地までに区分して支給すること、およびその暫定的措置が定められた。その結果埼玉県においては、現在百分の十五の支給を受けている地区が三市、他は百分の五の支給を受けているが、この暫定的な措置は、昭和二十二年四月の決定に従っているものであり、その後の経済情勢の変化、大都市に近接する本県の特種性等にかんがみ、勤務地手当の決定に当つては、格段の配慮により、埼玉県下全地域にわたる支給率の大巾引上げを図りたいとの陳情。